

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
	水道工事標準仕様書 令和6年4月1日改正 神奈川県企業庁	水道工事標準仕様書 令和5年4月1日改正 神奈川県企業庁

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の修正	2－11－2 その他の瀝青材料 105	2－11－2 その他の瀝青材料 105
	2－11－3 再生用添加物 105	2－11－3 再生用添加物 105
P. 目次-4	第12節 芝、そだ及び竹	第12節 芝、そだ及び竹
	2－12－1 一般事項 106	2－12－1 一般事項 106
	2－12－2 そだ及び竹 106	2－12－2 そだ及び竹 106
	第13節 目地材料	第13節 目地材料
	2－13－1 注入目地材 106	2－13－1 注入目地材 106
	2－13－2 目地板 106	2－13－2 目地板 106
	第14節 塗料	第14節 塗料
	2－14－1 一般事項 106	2－14－1 一般事項 106
	第15節 区画線	第15節 区画線及び仮区画線
	2－15－1 区画線..... 107	2－15－1 区画線及び仮区画線..... 107
	第16節 樹木、支柱	第16節 樹木、支柱
	2－16－1 樹木 107	2－16－1 樹木 107
	2－16－2 その他 107	2－16－2 その他 107
	第17節 小型鉄蓋及び丸型鉄蓋用調整用モルタル	第17節 小型鉄蓋及び丸型鉄蓋用調整用モルタル
	2－17－1 小型鉄蓋及び丸形鉄蓋用調整用モルタル 107	2－17－1 小型鉄蓋及び丸形鉄蓋用調整用モルタル 107
	第18節 その他	第18節 その他
	2－18－1 エポキシ系樹脂接着剤 108	2－18－1 エポキシ系樹脂接着剤 108
	2－18－2 合成樹脂製品 108	2－18－2 合成樹脂製品 108
	～ （以下、略）～	～ （以下、略）～

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の修正 P17	1－1－21 工事完成検査 1 工事完成届の提出 受注者は、契約書第 32 条及び神奈川県工事執行規則第 17 条の規定に基づき、工事完成届を発注者に提出しなければならない。 ～ 略 ～ 1－1－22 出来形検査（既済部分検査等） ～ 略 ～	1－1－21 工事完成検査 1 工事完成届の提出 受注者は、契約書第 32 条及び神奈川県工事執行規則第 7 条の規定に基づき、工事完成届を発注者に提出しなければならない。 ～ 略 ～ 1－1－22 出来形検査（既済部分検査等） ～ 略 ～

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
神奈川県個人情報保護条例廃止に伴う引用法令の修正	(90) 神奈川県文化財保護条例 (91) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (92) 土砂規制条例をもつ各市町条例 (93) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> (94) 神奈川県公営企業財務規程 (95) 神奈川県県営上水道条例	(90) 神奈川県文化財保護条例 (91) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (92) 土砂規制条例をもつ各市町条例 (93) <u>神奈川県個人情報保護条例</u> (94) 神奈川県公営企業財務規程 (95) 神奈川県県営上水道条例
P29	～ 略 ～	～ 略 ～
	1－1－37 官公庁等への手続等	1－1－37 官公庁等への手続等
	～ 略 ～	～ 略 ～

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																																		
「配水工事設計基準」の公表に伴う追加	1－1－50 疑義の解釈 1 一般事項 本標準仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。 2 設計図書に定めのない事項 設計図書に定めのない事項については、次の仕様書、示方書等によるものとする。 <table><tr><td>名称</td><td>発行所等</td></tr><tr><td>給水装置工事設計施行基準・解説</td><td>神奈川県企業庁企業局</td></tr><tr><td>配水工事設計基準</td><td>神奈川県企業庁企業局</td></tr><tr><td>土木工事共通仕様書</td><td>神奈川県県土整備局</td></tr><tr><td>土木工事安全施工技術指針</td><td>(社)全日本建設技術協会</td></tr><tr><td>建設機械施工安全技術指針</td><td>国土交通省(建設省)</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書</td><td>土木学会</td></tr><tr><td>トンネル標準示方書</td><td>〃</td></tr><tr><td>道路橋示方書・同解説</td><td>(社)日本道路協会</td></tr><tr><td>道路土工</td><td>〃</td></tr><tr><td>舗装設計施工指針</td><td>〃</td></tr><tr><td>舗装施工便覧</td><td>〃</td></tr><tr><td>電気設備の技術基準</td><td>経済産業省</td></tr></table>	名称	発行所等	給水装置工事設計施行基準・解説	神奈川県企業庁企業局	配水工事設計基準	神奈川県企業庁企業局	土木工事共通仕様書	神奈川県県土整備局	土木工事安全施工技術指針	(社)全日本建設技術協会	建設機械施工安全技術指針	国土交通省(建設省)	コンクリート標準示方書	土木学会	トンネル標準示方書	〃	道路橋示方書・同解説	(社)日本道路協会	道路土工	〃	舗装設計施工指針	〃	舗装施工便覧	〃	電気設備の技術基準	経済産業省	1－1－50 疑義の解釈 1 一般事項 本標準仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。 2 設計図書に定めのない事項 設計図書に定めのない事項については、次の仕様書、示方書等によるものとする。 <table><tr><td>名称</td><td>発行所等</td></tr><tr><td>給水装置工事設計施行基準・解説</td><td>神奈川県企業庁企業局</td></tr><tr><td>土木工事共通仕様書</td><td>神奈川県県土整備局</td></tr><tr><td>土木工事安全施工技術指針</td><td>(社)全日本建設技術協会</td></tr><tr><td>建設機械施工安全技術指針</td><td>国土交通省(建設省)</td></tr><tr><td>コンクリート標準示方書</td><td>土木学会</td></tr><tr><td>トンネル標準示方書</td><td>〃</td></tr><tr><td>道路橋示方書・同解説</td><td>(社)日本道路協会</td></tr><tr><td>道路土工</td><td>〃</td></tr><tr><td>舗装設計施工指針</td><td>〃</td></tr><tr><td>舗装施工便覧</td><td>〃</td></tr><tr><td>電気設備の技術基準</td><td>経済産業省</td></tr></table>	名称	発行所等	給水装置工事設計施行基準・解説	神奈川県企業庁企業局	土木工事共通仕様書	神奈川県県土整備局	土木工事安全施工技術指針	(社)全日本建設技術協会	建設機械施工安全技術指針	国土交通省(建設省)	コンクリート標準示方書	土木学会	トンネル標準示方書	〃	道路橋示方書・同解説	(社)日本道路協会	道路土工	〃	舗装設計施工指針	〃	舗装施工便覧	〃	電気設備の技術基準	経済産業省
	名称	発行所等																																																		
給水装置工事設計施行基準・解説	神奈川県企業庁企業局																																																			
配水工事設計基準	神奈川県企業庁企業局																																																			
土木工事共通仕様書	神奈川県県土整備局																																																			
土木工事安全施工技術指針	(社)全日本建設技術協会																																																			
建設機械施工安全技術指針	国土交通省(建設省)																																																			
コンクリート標準示方書	土木学会																																																			
トンネル標準示方書	〃																																																			
道路橋示方書・同解説	(社)日本道路協会																																																			
道路土工	〃																																																			
舗装設計施工指針	〃																																																			
舗装施工便覧	〃																																																			
電気設備の技術基準	経済産業省																																																			
名称	発行所等																																																			
給水装置工事設計施行基準・解説	神奈川県企業庁企業局																																																			
土木工事共通仕様書	神奈川県県土整備局																																																			
土木工事安全施工技術指針	(社)全日本建設技術協会																																																			
建設機械施工安全技術指針	国土交通省(建設省)																																																			
コンクリート標準示方書	土木学会																																																			
トンネル標準示方書	〃																																																			
道路橋示方書・同解説	(社)日本道路協会																																																			
道路土工	〃																																																			
舗装設計施工指針	〃																																																			
舗装施工便覧	〃																																																			
電気設備の技術基準	経済産業省																																																			
P36	1－1－51 施工安全管理 ～ 略 ～	1－1－51 施工安全管理 ～ 略 ～																																																		

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の修正	～ 略 ～	～ 略 ～
P38	1－1－57 品質管理 ～ 略 ～ 1－1－58 出来形管理 1 一般事項 出来形管理は、目的物等の基準高、厚さ、幅等が、設計図書に示された設計値に対して所定の規格値の範囲内で完成していることを確認するために行うものであり、出来形管理基準に定められた測定項目及び測定基準により、出来形を実測し、設計値、規格値と対比して記録した出来形管理表または出来形管理図を作成することにより行う。 2 出来形管理基準 出来形管理基準は出来形管理基準及び規格値 表1－6により、これに記載のない工種については「土木工事施工管理基準及び規格値(神奈川県県土整備局発行)」に定められた基準を適用する。これらに定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。 3 出来形管理計画 出来形管理は、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真撮影位置及び回数、管理図表の種類などを具体的に定めた出来形管理計画を作成して、これに基づいて管理を実施する。	1－1－57 品質管理 ～ 略 ～ 1－1－58 出来形管理 1 一般事項 出来形管理は、目的物等の基準高、厚さ、幅等が、設計図書に示された設計値に対して所定の規格値の範囲内で完成していることを確認するために行うものであり、出来形管理基準に定められた測定項目及び測定基準により、出来形を実測し、設計値、規格値と対比して記録した出来形管理表または出来形管理図を作成することにより行う。 2 出来形管理基準 出来形管理基準は出来形管理基準及び規格値 表1－6により、これに記載のない工種については「土木工事施工管理基準及び規格値(平成28年4月神奈川県県土整備局発行)」に定められた基準を適用する。これらに定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。 3 出来形管理計画 出来形管理は、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真撮影位置及び回数、管理図表の種類などを具体的に定めた出来形管理計画を作成して、これに基づいて管理を実施する。

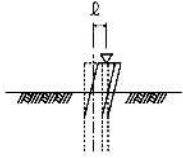
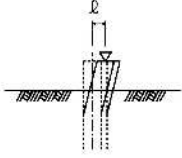
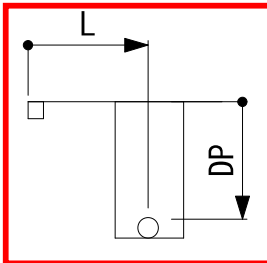
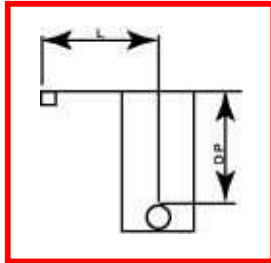
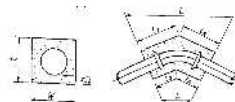
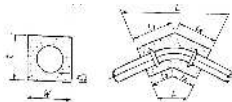
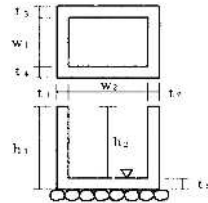
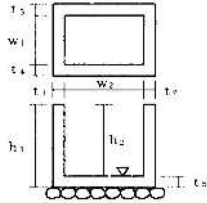
水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
特記仕様書からの移行に伴う追加	～ 略 ～	～ 略 ～
P41	(5) 写真の整理に際しては、撮影箇所、工事内容または工種毎に見出しを付け、写真横に説明書きを記入する。また、必要に応じて断面図等を差込む。 5 デジタル工事写真の黒板情報電子化について (1) <u>黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報を電子的に記録するものである。</u> (2) <u>受注者は電子黒板の実施を選定する場合、その旨を施工計画書に記載したうえで実施すること。</u> (3) <u>電子黒板を実施するうえで必要となる機器およびソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定・調達する。</u> (4) <u>使用機器の選定にあたっては、次に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。</u> <u>①各工事で準拠している写真管理基準等に示す項目の電子的記入ができること。</u> <u>②使用機器は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</u> (5) <u>電子黒板を実施した写真は、各工事で準拠している写真管理基準等に規定されている「写真の編集」には該当しない。</u> (6) <u>電子黒板を実施した写真を電子納品するときは、「チェックシステム(信憑性チェックツール)」または写真管理ソフトに搭載されたチェックツールにより受注者が信憑性を確認し、信憑性の確認結果を監督員に提出すること</u> (7) <u>「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」、「チェックシステム(信憑性チェックツール)」については、「一般社団法人 日本建設情報総合センター」のホームページに掲載されているので、最新の情報を確認すること。</u> <u>※一般社団法人 日本建設情報総合センター(研究開発部)ホームページのURL</u> <u>「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」</u>	(4) 写真の整理に際しては、撮影箇所、工事内容または工種毎に見出しを付け、写真横に説明書きを記入する。また、必要に応じて断面図等を差込む。 (新 規)

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）										現行（令和5年4月）									
JDP A 規格の改定に伴う修正など （品質管理基準及び規格値） P42	表1－5 品質管理基準及び規格値										表1－5 品質管理基準及び規格値									
	※ 試験成績表等による確認										※ 試験成績表等による確認									
	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※
	水道	材料	必須	①	規格品である場合		当該規格	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書		水道	材料	必須	③	規格品である場合		当該規格	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書	
				②	規格品でない場合		管理者が型式承認したものであること	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書					④	規格品でない場合		管理者が型式承認したものであること	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書	
	水圧試験	施工	必須	①	管路水圧試験	管内に充水し、一定時間保持して、この間の圧力変化を測定する。	管路に異常がなく、また、急激な圧力降下が生じないこと。		監督員立会いのもと実施する。		水圧試験	施工	必須	①	管路水圧試験	管内に充水し、一定時間保持して、この間の圧力変化を測定する。	管路に異常がなく、また、急激な圧力降下が生じないこと。		監督員立会いのもと実施する。	
				②	継手部水圧試験	試験水圧は、通常 0.50MPa 程度。	試験水圧にて5分間経過後に 0.40MPa 以上保持すること。	管径 900 mm以上の全ての継手箇所について、実施する。	溶接継手構造の管路は溶接部の放射線透過試験または超音波探傷試験にすることができる。					②	継手部水圧試験	試験水圧は、通常 0.50MPa 程度。	試験水圧にて5分間経過後に 0.40MPa 以上保持すること。	管径 900 mm以上の全ての継手箇所について、実施する。	溶接継手構造の管路は溶接部の放射線透過試験または超音波探傷試験にすることができる。	
				③	給水管施工時の水圧試験		試験水圧 1.75MPa に耐えられ、1分間経過後、漏水のないこと。	全ての給水管付替箇所において実施する。	サドル付分水栓設置箇所と、既設給水管との接合箇所まで配管後、本管分岐部から接合箇所までの配管について確認する。					③	給水管施工時の水圧試験		試験水圧 1.75MPa に耐えられ、1分間経過後、漏水のないこと。	全ての給水管付替箇所において実施する。	サドル付分水栓設置箇所と、既設給水管との接合箇所まで配管後、本管分岐部から接合箇所までの配管について確認する。	
				④	不排水工事の水圧試験		試験水圧に耐えられ、漏水のないこと。	全ての箇所について実施する。	試験水圧は 0.75～1.0MPa を標準とし、 実施する試験水圧を施工計画書に明記する。					④	不排水工事の水圧試験		試験水圧に耐えられ、漏水のないこと。	全ての箇所について実施する。	試験水圧は 0.75～1.0MPa を標準とし、 監督員と協議する。	
	管の接合	施工	必須	①	ダクタイル 鋳鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による計測 JDP A W 01 (S 形) JDP A W 03 (UF・UF-D形) JDP A W 04 (T 形) JDP A W 05 (K 形) JDP A W 06 (U、 U-D形) JDP A W 07 (フランジ形) JDP A W 12 (NS 形 (φ75～450)) JDP A W 13 (US 形) JDP A W 14 (NS形 (φ500～1000)) JDP A W 15 (PN 形) JDP A W 16 (GX 形) JDP A W 18 (S50形)	継手各部所定寸法を満たすこと。 ボルトの標準締付けトルクを満たすこと。	全ての継手接合箇所について実施する。	チェックシートを使用して実施する。		管の接合	施工	必須	①	ダクタイル 鋳鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による計測 JDP A W 01 (S 型) JDP A W 02 (SⅡ型) JDP A W 03 (KF、UF型) JDP A W 04 (T 型) JDP A W 05 (K 型) JDP A W 06 (U型) JDP A W 09 (PI型) JDP A W 10 (PⅡ型) JDP A W 12 (NS 型) JDP A W 13 (US 型) JDP A W 15 (PN) JDP A W 16 (GX)	継手各部所定寸法を満たすこと。 ボルトの標準締付けトルクを満たすこと。	全ての継手接合箇所について実施する。	チェックシートを使用して実施する。	

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）										
記載内容の修正 （出来形管理基準及び規格値） P67	表1－6 出来形管理基準及び規格値 単位 mm						表1－6 出来形管理基準及び規格値 単位 mm					
	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
	仮設工 土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所。延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 （任意仮設は除く）			仮設工 土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所。延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 （任意仮設は除く）		
		根入長	設計値以上					根入長	設計値以上			
	掘付工	土被り DP	+50	1 日 1 箇所以上 （施工延長 40mにつき 1 箇所及び変化点において測定）			掘付工	土被り DP	+50	1 日 1 箇所以上 （施工延長 40mにつき 1 箇所及び変化点において測定）		
		占用位置 L	±50					占用位置 L	±50			
	管防護工 （コンクリート防護工）	長さ L	－30	実施箇所ごとに測定			管防護工 （コンクリート防護工）	長さ L	－30	実施箇所ごとに測定		
		幅 w	－30					幅 w	－30			
		厚さ t	－20					厚さ t	－20			
		管下高さ h	±30					管下高さ h	±30			
	各種弁室（篋）等設置 （築造）工	基準高 ▽	±30	1 箇所ごと 基準高は底版のある場合。 ※は、現場打部分のある場合			各種弁室（篋）等設置 （築造）工	基準高 ▽	±30	1 箇所ごと 基準高は底版のある場合。 ※は、現場打部分のある場合		
		※厚さ t1～t5	－10					※厚さ t1～t5	－10			
		※幅 w1、w2	－30					※幅 w1、w2	－30			
		※高さ h1、h2	－30					※高さ h1、h2	－30			

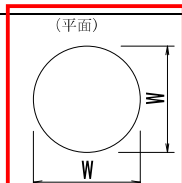
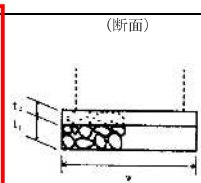
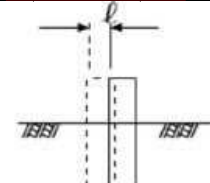
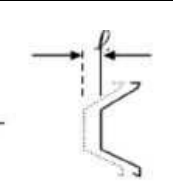
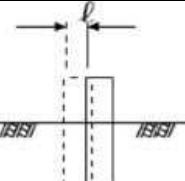
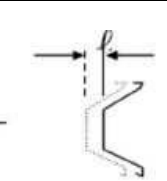
水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）		現行（令和5年4月）																																																							
記載内容の修正 （出来形管理基準及び規格値） P69	単位mm																																																									
	<table><tr><th rowspan="2">工種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">測定箇所</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr><tr><td rowspan="4">アスファルト舗装工 （表層工）</td><td>厚さ</td><td>－7</td><td>－9</td><td rowspan="4">幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下</td><td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することができる。</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td></tr><tr><td>平坦性</td><td colspan="2">3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">透水性舗装工 （路盤工）</td><td>基準高 ▽</td><td colspan="2">±50</td><td rowspan="4">基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">厚さ</td><td>t<15cm</td><td>-30</td></tr><tr><td>t≥15cm</td><td>-45</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">-100</td></tr><tr><td rowspan="2">透水性舗装工 （表層工）</td><td>高さ</td><td colspan="2">-9</td><td rowspan="2">※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">-25</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	中規模以上	小規模以下	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することができる。		幅	－25	－25	平坦性	3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下					透水性舗装工 （路盤工）	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		厚さ	t<15cm	-30	t≥15cm	-45	幅	-100		透水性舗装工 （表層工）	高さ	-9		※歩道舗装に適用する			幅	-25		単位mm						
工種	測定項目			規格値					測定基準	測定箇所		摘要																																														
		中規模以上	小規模以下																																																							
アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することができる。																																																					
	幅	－25	－25																																																							
	平坦性	3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下																																																								
透水性舗装工 （路盤工）	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。																																																					
	厚さ	t<15cm	-30																																																							
		t≥15cm	-45																																																							
	幅	-100																																																								
透水性舗装工 （表層工）	高さ	-9		※歩道舗装に適用する																																																						
	幅	-25																																																								
	<table><tr><th rowspan="2">工種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">測定箇所</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr><tr><td rowspan="4">アスファルト舗装工 （表層工）</td><td>厚さ</td><td>－7</td><td>－9</td><td rowspan="4">幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下</td><td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td></tr><tr><td>平坦性</td><td colspan="2">3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">透水性舗装工 （路盤工）</td><td>基準高 ▽</td><td colspan="2">±50</td><td rowspan="3">基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="3">工事規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">厚さ</td><td>t<15cm</td><td>-30</td></tr><tr><td>t≥15cm</td><td>-45</td></tr><tr><td rowspan="2">透水性舗装工 （表層工）</td><td>幅</td><td colspan="2">-100</td><td rowspan="2">※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>高さ</td><td colspan="2">-9</td></tr><tr><td rowspan="2">透水性舗装工 （表層工）</td><td>高さ</td><td colspan="2">-9</td><td rowspan="2">※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">-25</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	中規模以上	小規模以下	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		幅	－25	－25	平坦性	3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下					透水性舗装工 （路盤工）	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		厚さ	t<15cm	-30	t≥15cm	-45	透水性舗装工 （表層工）	幅	-100		※歩道舗装に適用する			高さ	-9		透水性舗装工 （表層工）	高さ	-9		※歩道舗装に適用する			幅	-25	
工種	測定項目			規格値					測定基準	測定箇所		摘要																																														
		中規模以上	小規模以下																																																							
アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																																																					
	幅	－25	－25																																																							
	平坦性	3mプロファイルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下																																																								
透水性舗装工 （路盤工）	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。																																																					
	厚さ	t<15cm	-30																																																							
		t≥15cm	-45																																																							
透水性舗装工 （表層工）	幅	-100		※歩道舗装に適用する																																																						
	高さ	-9																																																								
透水性舗装工 （表層工）	高さ	-9		※歩道舗装に適用する																																																						
	幅	-25																																																								

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																																																																																																						
記載内容の修正 （出来形管理基準及び規格値） P70	単位mm <table><tr><th rowspan="2">工種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">測定箇所</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr><tr><td rowspan="3">コンクリート舗装工 （下層路盤工）</td><td>基準高 ▽</td><td>±40</td><td>±50</td><td rowspan="9">幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</td><td rowspan="9">工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。</td><td rowspan="9"></td></tr><tr><td>厚さ</td><td colspan="2">－45</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）</td><td>厚さ</td><td>－25</td><td>－30</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）</td><td>厚さ</td><td>－25</td><td>－30</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工（アスファルト中間層）</td><td>厚さ</td><td>－9</td><td>－12</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td></tr><tr><td rowspan="4">コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）</td><td>厚さ</td><td colspan="2">－10</td><td rowspan="4">厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。</td><td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td></tr><tr><td>平坦性</td><td colspan="2">コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下</td></tr><tr><td>目地段差</td><td colspan="2">±2</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	中規模以上	小規模以下	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高 ▽	±40	±50	幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。		厚さ	－45		幅	－50		コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	幅	－50		コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30	幅	－50		コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	幅	－25		コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）	厚さ	－10		厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。		幅	－25		平坦性	コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下		目地段差	±2		単位mm <table><tr><th rowspan="2">工種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値</th><th rowspan="2">測定基準</th><th rowspan="2">測定箇所</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr><tr><td rowspan="3">コンクリート舗装工 （下層路盤工）</td><td>基準高 ▽</td><td>±40</td><td>±50</td><td rowspan="9">幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</td><td rowspan="9">工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。</td><td rowspan="9"></td></tr><tr><td>厚さ</td><td colspan="2">－45</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）</td><td>厚さ</td><td>－25</td><td>－30</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）</td><td>厚さ</td><td>－25</td><td>－30</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート舗装工（アスファルト中間層）</td><td>厚さ</td><td>－9</td><td>－12</td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td></tr><tr><td rowspan="4">コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）</td><td>厚さ</td><td colspan="2">－10</td><td rowspan="4">厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。</td><td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td></tr><tr><td>平坦性</td><td colspan="2">コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下</td></tr><tr><td>目地段差</td><td colspan="2">±2</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	中規模以上	小規模以下	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高 ▽	±40	±50	幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。		厚さ	－45		幅	－50		コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	幅	－50		コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30	幅	－50		コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	幅	－25		コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）	厚さ	－10		厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		幅	－25		平坦性	コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下		目地段差	±2	
	工種			測定項目	規格値				測定基準	測定箇所		摘要																																																																																																												
中規模以上		小規模以下																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高 ▽	±40	±50	幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。																																																																																																																			
	厚さ	－45																																																																																																																						
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30																																																																																																																					
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30																																																																																																																					
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12																																																																																																																					
	幅	－25																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）	厚さ	－10		厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。																																																																																																																			
	幅	－25																																																																																																																						
	平坦性	コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下																																																																																																																						
	目地段差	±2																																																																																																																						
工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要																																																																																																																		
		中規模以上	小規模以下																																																																																																																					
コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高 ▽	±40	±50	幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに 1 箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。																																																																																																																			
	厚さ	－45																																																																																																																						
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30																																																																																																																					
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30																																																																																																																					
	幅	－50																																																																																																																						
コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12																																																																																																																					
	幅	－25																																																																																																																						
コンクリート舗装工 （コンリート舗装版工）	厚さ	－10		厚さは各車線の中心線付近で型枠据付後各車線 40mごとに水糸またはレベルにより1測線あたり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 40mごとに 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各項目に対して、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																																																																																																																			
	幅	－25																																																																																																																						
	平坦性	コンクリート硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4 mm以下 人力舗設の場合（σ）3.0 mm以下																																																																																																																						
	目地段差	±2																																																																																																																						

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																					
記載内容の修正 （出来形管理基準及び規格値） P71	単位mm						単位mm																
	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用									
	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		基準高は片側延長 40mごとに1ヶ所の割で測定する。 幅は、延長 40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		基準高は片側延長 40mごとに1ヶ所の割で測定する。 幅は、延長 40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。										
		高さ	t<15cm −30						高さ	t<15cm −30													
			t≥15cm −45							t≥15cm −45													
		幅	−100						幅	−100													
	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		幅は、延長 40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工各線種毎に1箇所をテストピースにより測定。				歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		幅は、延長 40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長 40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工各線種毎に1箇所をテストピースにより測定。										
		幅	−25						幅	−25													
	区画線工	厚さ(溶融式のみ)	設計値以上						区画線工	厚さ(溶融式のみ)	設計値以上			測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。									
		幅	設計値以上						幅	設計値以上													
	舗 の基礎工 (碎石基礎) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上		実施箇所ごとに測定				基礎工 (切込砂利) (碎石基礎) (割ぐり石基礎) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上		施工延長 40m(測定間隔 25mの場合は 50m)につき1箇所、延長 40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。										
		厚さ t1、t2	設計値以上							厚さ t1、t2	−30												
	矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽	±50		基準高は施行延長 40m(測定間隔 25mの場合は 50m)につき1箇所、延長 40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施行延長 20m(測定間隔 25mの場合は 25m)につき1箇所、延長 20m(または 25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽	±50		基準高は施行延長 40m(測定間隔 25mの場合は 50m)につき1箇所、延長 40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施行延長 20m(測定間隔 25mの場合は 25m)につき1箇所、延長 20m(または 25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。										
		根入長	設計値以上							根入長	設計値以上												
		変位 l	100							変位 l	100												

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）						現行（令和5年4月）							
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加 （写真管理基準） P74	工種	種 別	撮 影 項 目	＊印は数値管理を要するもの	撮影時期	撮影頻度	摘 要	工種	種 別	撮 影 項 目	＊印は数値管理を要するもの	撮影時期	撮影頻度	摘 要
	管	管布設工	管の吊りおろし、据付作業状況		施工中	40m毎	布設土工の撮影箇所と同じ箇所							
			＊ 土被り寸法及び占用位置(道路の官民境界等からの距離)		布設後									
			配管状況(曲管、耐震継輪、特殊押輪等がわかるように)		配管後	全区間								
			伏越し等埋設物と交差・近接する箇所(他占用物の名称、口径、離れ等を撮影)		布設後	全箇所								
			擁壁、コンクリートブロック塀等の構造物に近接する箇所(他占用物の名称、口径、離れ等を撮影)		布設後	全箇所								
	布	鋳鉄管切断・加工	＊ (耐震管)挿しロリング取付状況、切断ロペイント補修後の状況 切管延長測定状況		加工後	実施箇所全て								
			切断状況(ダイヤモンドカッターの使用状況がわかるように撮影)		施工中	1現場1回	内面エポキシ樹脂粉体塗装管に限る							
		鋳鉄管接合工	挿し口、受け口の清掃、滑材の塗布、接合作業状況、接合部確認状況、トルク(＊)等		施工中	40m毎測点の直近箇所								
			G-Link による接合状況		施工後	実施箇所全て								
			(耐震管)ライナ挿入状況		挿入前、挿入後	実施箇所全て								
	設	ポリエチレンスリーブ被覆	ポリエチレンスリーブ被覆及び明示テープ巻付け状況(内面塗装種別の表示部がわかるように撮影)		施工後	40m毎								
	弁栓類設置工	仕切弁 消火栓 空気弁 給水口付空気弁	＊ 設置状況、土被り		配管後	設置箇所全て								
			＊ 弁受コンクリートの寸法(型枠又は打設後)		施工中									
			筐の据付、室の設置状況		設置後									
			＊ 基礎工(碎石、均しコンクリート)の施工状況及び寸法		施工中、施工後									
	鉄蓋設置工	小型鉄蓋及び丸形	レジンコンクリート筐		組立施工状況(接着剤塗布状況)	施工中	設置箇所全て							
			レジンコンクリート筐及び鉄蓋		据付完成状況	設置後								
			調整モルタル		充填状況(作業者が注入している状況)	施工中								
	水道管連絡工	既設管連絡工	既設管との連絡配管状況		配管後	連絡箇所全て								
＊ 新設管及び既設管の土被り			配管後											
不排水連絡工		不排水式割T字管取付状況		施工中										
		水圧テスト(＊)状況		実施時										
		穿孔状況、穿孔後の切片		施工中、施工後										
なお、監督員が必要と判断し指示した箇所は、撮影する。														

なお、監督員が必要と判断し指示した箇所は、撮影する。

なお、監督員が必要と判断し指示した箇所は、撮影する。

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）						現行（令和5年4月）									
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加 （写真管理基準） P75	工種	種 別	撮 影 項 目	*印は数値管理を要するもの	撮影時期	撮影頻度	摘 要	工種	種 別	撮 影 項 目	*印は数値管理を要するもの	撮影時期	撮影頻度	摘 要		
	給水管付替工	土 工	* 布設土工に準ずる（宅地内も撮影）		適宜	4箇所のうち1箇所		給水管付替工	土 工	* 布設土工に準ずる（宅地内も撮影）		適宜	4箇所のうち1箇所			
		取出工	分水穿孔状況		施工中				取出工	分水穿孔状況		施工中				
			スリーブコア挿入状況		施工中					スリーブコア挿入状況		施工中				
		水圧テスト	分水栓及び給水管(宅内側から)の水圧テスト(*)状況		実施時	付替箇所全て			水圧テスト	分水栓及び給水管(宅内側から)の水圧テスト(*)状況		実施時	付替箇所全て			
		布設工	* ポリエチレンスレーブ被覆状況(土被り) <u>(内面塗装種別の表示部がわかるように撮影)</u> 宅地内連絡状況		配管後	付替箇所全て			布設工	* ポリエチレンスレーブ被覆状況(土被り)・宅地内連絡状況		配管後	付替箇所全て			
			乙止止水栓および筐設置状況(宅内復旧後の写真も)		設置後	付替箇所全て				乙止止水栓および筐設置状況(宅内復旧後の写真も)		設置後	付替箇所全て			
	量水器点検清掃工	ストレーナ部分が見えるよう撮影すること		施工中	清掃箇所全て		量水器点検清掃工	ストレーナ部分が見えるよう撮影すること		施工中	清掃箇所全て					
	本 復 旧 工	舗装切断工	切断作業状況		施工中	40m毎		本 復 旧 工	舗装切断工	切断作業状況		施工中	40m毎			
		既設舗装取壊工	* 取壊作業状況(人力又は使用機械の判別)及び舗装厚		施工中				既設舗装取壊工	* 取壊作業状況(人力又は使用機械の判別)及び舗装厚		施工中				
		路盤工	敷均し状況(使用機械の判別)		施工中				路盤工	敷均し状況(使用機械の判別)		施工中				
		路盤工	締固め状況(使用機械の判別)		施工中				路盤工	締固め状況(使用機械の判別)		施工中				
			* 幅と各層毎の厚さ管理		締固め後					* 幅と各層毎の厚さ管理		締固め後				
		不陸整正工	敷均し、締固め状況		施工中				不陸整正工	敷均し、締固め状況		施工中				
		アスファルト舗装	敷均し状況(使用機械の判別)		施工中				アスファルト舗装	敷均し状況(使用機械の判別)		施工中				
			締固め状況(使用機械の判別)		施工中					アスファルト舗装	乳剤散布(プライムコート、タックコート)状況 (砂撒きをしたら、砂掃き状況)			施工中 (施工中、施工		
			乳剤散布(プライムコート、タックコート)状況 (砂撒きをしたら、砂掃き状況)		施工中 (施工中、施工						アスファルト舗装	* 幅と各層毎の厚さ管理		締固め後		
			* 幅と各層毎の厚さ管理		締固め後							* 温度測定(締固め前)、抜き取りコア厚測定		実施時		
			* 温度測定(締固め前)、抜き取りコア厚測定		実施時					道路ライン工	ライン作業状況			施工中	実施箇所毎	
		道路ライン工		ライン作業状況		施工中	実施箇所毎			品質管理		品質管理基準に準じて撮影		適宜	適宜	
	品質管理		品質管理基準に準じて撮影		適宜	適宜	品質管理		不可視部分の施工							
	出来形管理		出来形管理基準に準じて撮影				適宜	適宜	出来形管理		出来形管理基準に準じて撮影		適宜	適宜		
			不可視部分の施工													
			出来形管理基準が定められていない			監督員と協議										

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の修正 P77	1－1－60 舗装切断時に発生する濁水の処理 ～ 略 ～ 1－1－61 電子納品 1 一般事項 電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、「神奈川県企業庁電子納品運用ガイドライン【工事編】」（以下「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 2 管理責任者の設置 受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。 3 成果品の提出 「電子納品ガイドライン」に基づいて成果品を提出する。なお、電子納品対象外の書類は、従来通り紙で納品する。 「電子納品ガイドライン」に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。 また、紙による書類の提出は必要最小限とする。 4 成果品の確認 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。 なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。 5 データ管理 発注者から提供された発注図のデータについては、当該工事以外に使用してはならない。 また、発注図データ及び知り得た情報等については、「1-1-62 配水管工事等に係る個人情報の取扱」に基づき使用する。 6 その他 受注者は、工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議しその指示を受けなければならない。	1－1－60 舗装切断時に発生する濁水の処理 ～ 略 ～ 1－1－61 電子納品 1 一般事項 電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、「神奈川県企業庁電子納品運用ガイドライン【工事編】」（以下「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 2 管理責任者の設置 受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。 3 成果品の提出 「電子納品ガイドライン」に基づいて成果品を提出する。なお、電子納品対象外の書類は、従来通り紙で納品する。 「電子納品ガイドライン」に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。 また、紙による書類の提出は必要最小限とする。 4 成果品の確認 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。 なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。 5 データ管理 発注者から提供された発注図のデータについては、当該工事以外に使用してはならない。 また、発注図データ及び知り得た情報等については、「1-1-63 配水管工事等に係る個人情報の取扱」に基づき使用する。 6 その他 受注者は、工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議しその指示を受けなければならない。

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
神奈川県個人情報保護条例廃止に伴う引用法令の修正	1－1－62 配水管工事等に係る個人情報の取扱 1 目的 個人情報を取扱う必要がある配水管工事等の施工に際し、情報管理の徹底を図り、情報漏えい等の事故を防止する。 2 適用範囲 神奈川県企業庁が発注する配水管工事等の工事施工に必要な、個人情報が含まれる図書等（配水管網図、設計図面、竣工図、給水台帳等）を利用する工事に適用する。 3 秘密等の保持 受注者は、工事の施工に際し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 4 個人情報の取扱い 受注者は、関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。 5 体制の整備 受注者は、個人情報の安全管理について、個人情報の取扱い責任者を選任し、責任体制を構築し、施工計画書に記載し発注者に提出しなければならない。 6 従事者等の教育及び研修 受注者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の内容並びに本仕様書において従事者が遵守すべき必要な事項について、施工計画書に記載し、1工事1回以上の教育及び研修を実施すること。 7 目的以外の使用禁止 受注者は、発注者から貸与された図書等を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 8 複写、複製の禁止 受注者は、工事の施工に際し発注者から貸与された図書等を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。 9 個人情報の安全管理 (1)受注者は、貸与された図書等の個人情報を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。 (2)受注者は、発注者から図書等の貸与を受けた場合は、発注者に様式「配水管工事等に係る個人情報の受領書」を提出する。 (3)受注者は、工事の施工に際し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 10 個人情報の返還 受注者は、工事完成時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還する際には、様式「配水管工事等に係る個人情報の受領書」にて確認を受けるものとする。 11 事故発生時の対応 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。	1－1－62 配水管工事等に係る個人情報の取扱 1 目的 個人情報を取扱う必要がある配水管工事等の施工に際し、情報管理の徹底を図り、情報漏えい等の事故を防止する。 2 適用範囲 神奈川県企業庁が発注する配水管工事等の工事施工に必要な、個人情報が含まれる図書等（配水管網図、設計図面、竣工図、給水台帳等）を利用する工事に適用する。 3 秘密等の保持 受注者は、工事の施工に際し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 4 個人情報の取扱い 受注者は、関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。 5 体制の整備 受注者は、個人情報の安全管理について、個人情報の取扱い責任者を選任し、責任体制を構築し、施工計画書に記載し発注者に提出しなければならない。 6 従事者等の教育及び研修 受注者は、<u>神奈川県個人情報保護条例</u>の内容並びに本仕様書において従事者が遵守すべき必要な事項について、施工計画書に記載し、1工事1回以上の教育及び研修を実施すること。 7 目的以外の使用禁止 受注者は、発注者から貸与された図書等を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 8 複写、複製の禁止 受注者は、工事の施工に際し発注者から貸与された図書等を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。 9 個人情報の安全管理 (1)受注者は、貸与された図書等の個人情報を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。 (2)受注者は、発注者から図書等の貸与を受けた場合は、発注者に様式「配水管工事等に係る個人情報の受領書」を提出する。 (3)受注者は、工事の施工に際し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 10 個人情報の返還 受注者は、工事完成時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還する際には、様式「配水管工事等に係る個人情報の受領書」にて確認を受けるものとする。 11 事故発生時の対応 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）				現行（令和5年4月）					
JDPA 規格の改定に伴う修正 P82	表2－3－1 送配水管材料				表2－3－1 送配水管材料					
	種 類	規 格	管 径	摘 要	種 類	規 格	管 径	摘 要		
	水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	呼び径 75～2, 600mm	NS形	75～1, 000mm	水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	呼び径 75～2, 600mm	NS形	75～1, 000mm
				S形	1, 100～2, 600mm				S形	1, 100～2, 600mm
				US形	800～2, 600mm				US形	800～2, 600mm
				PN形	300～1500mm				PN形	300～1500mm
				PⅡ形	300～1350mm				PⅡ形	300～1350mm
				UF形	800～2, 600mm				UF形	800～2, 600mm
				K形	75～2, 600mm				K形	75～2, 600mm
				T形	75～2, 000mm				T形	75～2, 000mm
				U形	800～2, 600mm				U形	800～2, 600mm
	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	呼び径 75～2, 600mm	管種は、表2－3－2接合形式別管種一覧表による。	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	呼び径 75～2, 600mm	管種は、表2－3－2接合形式別管種一覧表による。		
	水道用S50形ダクタイル鋳鉄管	JDPA G1052	呼び径50mm	直管、異形管	水道用S50形ダクタイル鋳鉄管	JDPA G1052	呼び径50mm	直管、異形管		
	水道用GX形ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 120	呼び径 75～400mm	管種は、表2－3－2接合形式別管種一覧表による。	水道用GX形ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 120	呼び径 75～400mm	管種は、表2－3－2接合形式別管種一覧表による。		
	水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 121	呼び径 75～400mm		水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 121	呼び径 75～400mm			
PN形ダクタイル鋳鉄管	JDPA G <u>1046</u>	呼び径 300～1, 500mm		PN形ダクタイル鋳鉄管 (JP方式及びCP方式)	JDPA G <u>1051</u>	呼び径 300～1, 500mm	JP方式:1種管 CP方式:P種類			
水道用塗覆装銅管	JWWA G 117	呼び径 80A～3, 000A	規格記号STW 300以下STW290(原管) 350以上STW400(原管)	水道用塗覆装銅管	JWWA G 117	呼び径 80A～3, 000A	規格記号STW 300以下STW290(原管) 350以上STW400(原管)			
水道用塗覆装銅管異形管	JWWA G 118	呼び径 80A～3, 000A	内面は、JWWA K 135(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)により塗装され、外面は、JWWA K 151(水道用ポリウレタン被覆方法)により被覆されたもの	水道用塗覆装銅管異形管	JWWA G 118	呼び径 80A～3, 000A	内面は、JWWA K 135(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)により塗装され、外面は、JWWA K 151(水道用ポリウレタン被覆方法)により被覆されたもの			
配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	呼び径 80A～300A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	呼び径 80A～300A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S			
配管用溶接大径ステンレス鋼管	JIS G 3468	呼び径 350A～1, 000A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S	配管用溶接大径ステンレス鋼管	JIS G 3468	呼び径 350A～1, 000A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S			
配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	JIS B 2313	呼び径 80A～1, 000A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S、40S	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	JIS B 2313	呼び径 80A～1, 000A	SUS304TP、316TP スケジュール 10S、40S			
水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	呼び径 50A	SSP－SUS316	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	呼び径 50A	SSP－SUS316			
水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	呼び径 50A	SSP－SUS316 プレス式	水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	呼び径 50A	SSP－SUS316 プレス式			
注）送配水管類の使用は(社)日本水道協会検査証印のあるものとする。				注）送配水管類の使用は(社)日本水道協会検査証印のあるものとする。						

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）									
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加	表2－3－2 接合形式別管種一覧表				表2－3－2 接合形式別管種一覧表						
	種 類	口 径(mm)	直管	切用管	備 考	種 類	口 径(mm)	直管	切用管	備 考	
	S50形	φ 50	S種			S50形	φ 50	S種			
	GX形	φ 75～400	1種			GX形	φ 75～400	1種			
	NS形	φ 75～400	1種			NS形	φ 75～400	1種			
		φ 500～1000	S種				φ 500～1000	S種			
	S形	φ 1100～2600	2種	1種		S形	φ 1100～2600	2種	1種		
	US形	φ 800～2600	2種	1種		US形	φ 800～2600	2種	1種		
	PN形	φ 300	1種			PN形	φ 300	1種			
		φ 400～1500	2種	1種			φ 400～1500	2種	1種		
PⅡ形	φ 300	1種			PⅡ形	φ 300	1種				
	φ 400～1350	2種	1種			φ 400～1350	2種	1種			
UF形	φ 800～2600	PF種			UF形	φ 800～2600	PF種				
K形	φ 75～200	3種			K形	φ 75～200	3種				
	φ 300	1種				φ 300	1種				
	φ 400～2600	2種				φ 400～2600	2種				
T形	φ 75～2000	3種			T形	φ 75～2000	3種				
U形	φ 800～2600	2種	1種		U形	φ 800～2600	2種	1種			
P83	注)各種類の直管内面塗装の仕様について、φ 400mm 以下のものはエポキシ樹脂粉体塗装、φ 400mm を超えるものはモルタルライニングとする。				(新 規)						
表2－3－3 弁・栓類、継手、分岐用材料					表2－3－3 弁・栓類、継手、分岐用材料						
種 類		規 格		摘 要		種 類		規 格		摘 要	
水道用仕切弁		JWWA B 122 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、内ねじ式右回り開き		水道用仕切弁		JWWA B 122 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、内ねじ式右回り開き	
水道用ソフトシール仕切弁		JWWA B 120 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、内ねじ式右回り開き		水道用ソフトシール仕切弁		JWWA B 120 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、内ねじ式右回り開き	
水道用バタフライ弁		JWWA B 138 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、右回り開き		水道用バタフライ弁		JWWA B 138 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、右回り開き	
水道用地下式消火栓		JWWA B 103 又は、管理者が型式承認したもの		左回り開き		水道用地下式消火栓		JWWA B 103 又は、管理者が型式承認したもの		左回り開き	
水道用急速空気弁		JWWA B 137 又は、管理者が型式承認したもの				水道用急速空気弁		JWWA B 137 又は、管理者が型式承認したもの			
給水口付空気弁		管理者が型式承認したもの		空気弁(双口形)と地下式消火栓(単口)と一体 空気弁(急速形)と地下式消火栓(単口)と一体		給水口付空気弁		管理者が型式承認したもの		空気弁(双口形)と地下式消火栓(単口)と一体 空気弁(急速形)と地下式消火栓(単口)と一体	
補修弁		JWWA B 126 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、レバー式ボール弁		補修弁		JWWA B 126 又は、管理者が型式承認したもの		7. 5K、10K、レバー式ボール弁	
特殊押輪		管理者が型式承認したもの				特殊押輪		管理者が型式承認したもの			
伸縮可とう継手		管理者が型式承認したもの				伸縮可とう継手		管理者が型式承認したもの			
GP用T字管		管理者が型式承認したもの				GP用T字管		管理者が型式承認したもの			
不断水材料		管理者が型式承認したもの				不断水材料		管理者が型式承認したもの			
フランジ補強金具		管理者が型式承認したもの				フランジ補強金具		管理者が型式承認したもの			
フランジ固定金具		管理者が型式承認したもの				フランジ固定金具		管理者が型式承認したもの			
注） 弁栓類、継手、分岐用材料の使用は(社)日本水道協会検査証印のあるものとする。					注） 弁栓類、継手、分岐用材料の使用は(社)日本水道協会検査証印のあるものとする。						

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加 <		

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う修正	～ 略 ～ 1－3－2 管弁栓類の取扱い 管弁栓類の取扱いについては、次によらなければならない。 (1) 管の取扱いについては、管の変形、内外面塗装の損傷(亀裂やはく離)等を生じさせないよう慎重に行う。 (2) 管を吊る場合は、2点吊りとし、管の重心位置に注意する。また、塗覆装部や管端部等を損傷しないようナイロンスリングを用いる。ワイヤーロープを用いる場合は吊り具が直接外面やライニング部にあたらないようクッション材を使用する。 (3) 保管中は第三者の立入りを防止するため、囲いをし、屋外の場合はブルーシート等で覆いをかける。また、管端部は管蓋をする等して管内部に異物が入らないようにする。 (4) 管、弁栓類は直接地面に置いてはならない。盤木の上（鋼管の場合は、塗覆装部保護のため、無塗装部（管端部）に盤木をあてる）に並べ、転がり防止のため両端に歯止めをする。 (5) 管を積み重ねて保管する時は、安全を確保できる高さとする。 (6) 運搬する場合は、引きずったり転がしたりせず、吊り上げて行う。 (7) 管の中には入らない。作業上やむを得ず入る場合は、ゴムマットを敷く等の保護措置を講じる。 (8) ゴム輪は直射日光、熱等にさらさないよう屋内（乾燥した冷暗所）に保管し、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管する。 (9) ゴム輪は油、溶剤（アルコール、ガソリン）等が付着しないよう注意して使用する。 (10) 接合部品は、所定の容器に入れるか台木の上に置くこととし、直接地面に置かない。ボルトナットはネジ山や塗装を損傷しないよう取扱う。 (11) ポリエチレンスリーブは直射日光を避けて保管し、ダンボール箱等に入れ、損傷しないよう取扱う。 1－3－3 耐震管接合作業者の資格 ～ 略 ～ 1－3－4 管の据付 ～ 略 ～	～ 略 ～ 1－3－2 管弁栓類の取扱い 管弁栓類の取扱いについては、次によらなければならない。 (1) 管の取扱いについては、管の変形、塗装の損傷モルタルライニングの亀裂やはく離等を生じさせないよう慎重に行う。 (2) 管を吊る場合は、2点吊りとし、管の重心位置に注意する。また、塗覆装部や管端部等を損傷しないようナイロンスリングを用いる。ワイヤーロープを用いる場合は吊り具が直接外面やライニング部にあたらないようクッション材を使用する。 (3) 保管中は第三者の立入りを防止するため、囲いをし、屋外の場合はブルーシート等で覆いをかける。また、管端部は管蓋をする等して管内部に異物が入らないようにする。 (4) 管、弁栓類は直接地面に置いてはならない。盤木の上（鋼管の場合は、塗覆装部保護のため、無塗装部（管端部）に盤木をあてる）に並べ、転がり防止のため両端に歯止めをする。 (5) 管を積み重ねて保管する時は、安全を確保できる高さとする。 (6) 運搬する場合は、引きずったり転がしたりせず、吊り上げて行う。 (7) 管の中には入らない。作業上やむを得ず入る場合は、ゴムマットを敷く等の保護措置を講じる。 (8) ゴム輪は直射日光、熱等にさらさないよう屋内（乾燥した冷暗所）に保管し、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管する。 (9) ゴム輪は油、溶剤（アルコール、ガソリン）等が付着しないよう注意して使用する。 (10) 接合部品は、所定の容器に入れるか台木の上に置くこととし、直接地面に置かない。ボルトナットはネジ山や塗装を損傷しないよう取扱う。 (11) ポリエチレンスリーブは直射日光を避けて保管し、ダンボール箱等に入れ、損傷しないよう取扱う。 1－3－3 耐震管接合作業者の資格 ～ 略 ～ 1－3－4 管の据付 ～ 略 ～

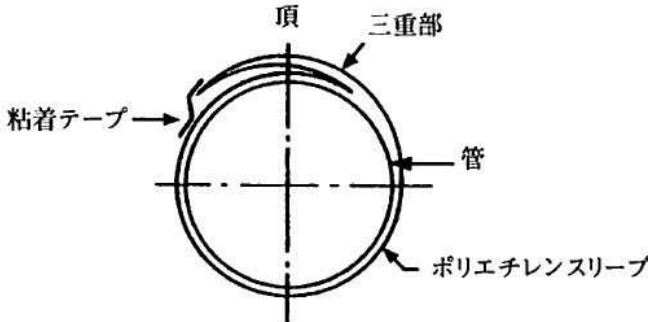
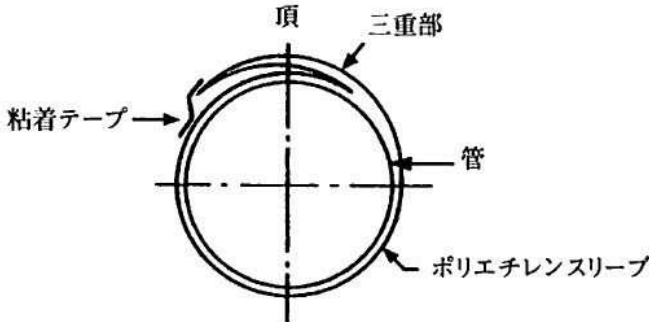
水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加 P119	1－3－6 管の切断 管の切断については、次によらなければならない。 (1) 管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め切断線の標線を管の全周にわたって入れる。 (2) 切断は専用の切断機で切り口が管軸に対して直角になるよう行う。なお、異形管は切断しない。 (3) 切断面は継手形式に応じて挿し口端面をグラインダ等で所定の面取りを施し、切断面には錆等の発生を防止するため、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料(JWWA K 139)に準ずる塗料を塗布する。このとき、鋳鉄管外面補修用塗料や一般のスプレーペイント等は使用しない。 (4) 耐震形(離脱防止形)ダクタイル鋳鉄管の挿し口加工を行う場合は、管は設計図書指定の切用管(1種管、S種管またはPF管)とし、専用の機械器具を使用する。 (5) 鋼管の切断は、切断線を中心に幅 30 cmの範囲の塗覆装をはがし、切断線を表示して行う。なお、切断中は管内外面の塗覆装の引火に注意し、適切な防護措置(濡れ布等)を行う。 (6) 鋼管は切断完了後、新管の開先形状に準じて、丁寧に開先仕上げを行う。 (7) 切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮をし、住民にできる限り迷惑のかからないようにする。 (8) 内面エポキシ樹脂粉体塗装管を切断する場合は、ダイヤモンドカッターを使用する。 1－3－7 弁栓類の設置 ～ 略 ～ 1－3－8 筐、蓋の設置 ～ 略 ～	1－3－6 管の切断 管の切断については、次によらなければならない。 (1) 管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め切断線の標線を管の全周にわたって入れる。 (2) 切断は専用の切断機で切り口が管軸に対して直角になるよう行う。なお、異形管は切断しない。 (3) 切断面は継手形式に応じて挿し口端面をグラインダ等で所定の面取りを施し、切断面には錆等の発生を防止するため、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料(JWWA K 139)に準ずる塗料を塗布する。このとき、鋳鉄管外面補修用塗料や一般のスプレーペイント等は使用しない。 (4) 耐震形(離脱防止形)ダクタイル鋳鉄管の挿し口加工を行う場合は、管は設計図書指定の切用管(1種管、S種管またはPF管)とし、専用の機械器具を使用する。 (5) 鋼管の切断は、切断線を中心に幅 30 cmの範囲の塗覆装をはがし、切断線を表示して行う。なお、切断中は管内外面の塗覆装の引火に注意し、適切な防護措置(濡れ布等)を行う。 (6) 鋼管は切断完了後、新管の開先形状に準じて、丁寧に開先仕上げを行う。 (7) 切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮をし、住民にできる限り迷惑のかからないようにする。 (新規) 1－3－7 弁栓類の設置 ～ 略 ～ 1－3－8 筐、蓋の設置 ～ 略 ～

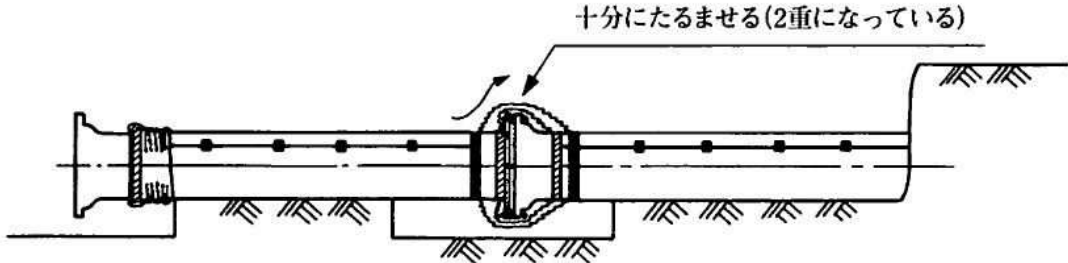
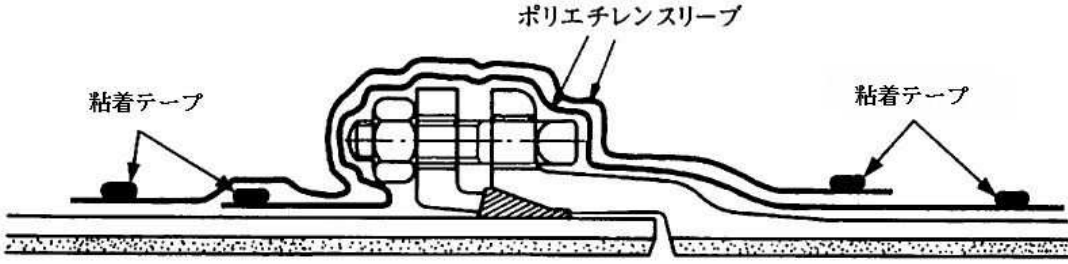
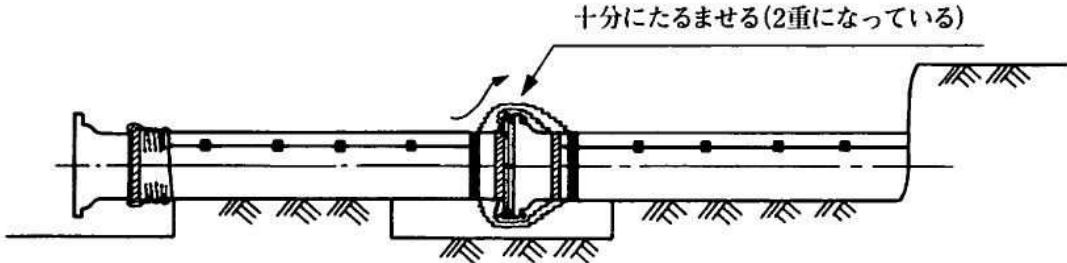
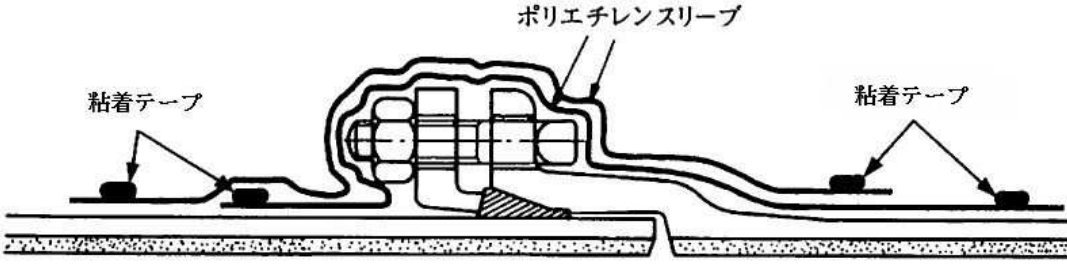
水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の見直し及び特記仕様書からの移行に伴う追加 		

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う追加	～ 略 ～	～ 略 ～
項番の修正	1－3－13 異形管防護工	1－3－13 異形管防護工
	～ 略 ～	～ 略 ～
	1－3－14 伏せ越し工事	1－3－14 伏せ越し工事
P122、P123	～ 略 ～	～ 略 ～
	1－3－15 水管橋架設	1－3－15 水管橋架設
	～ 略 ～	～ 略 ～
	1－3－16 ポリエチレンスリーブ被覆 ポリエチレンスリーブ被覆については、日本ダクトイル鋳鉄管協会発行の「ダクトイル鋳鉄用ポリエチレンスリーブ施工要領書」に基づき、特に下記に留意して施工する。 <u>(1) 内面エポキシ樹脂粉体塗装管を使用する場合は、「粉体塗装管」と表示されたポリエチレンスリーブを使用する。</u> <u>(2)</u> ポリエチレンスリーブ内に浸入した地下水の移動を抑制する工法を使用する。 ポリエチレンスリーブを管に固定する場合、地下水の移動を抑制するために約1m間隔でゴムバンド、締め具及び粘着テープで全周に1回巻きつけて管と密着させ、ポリエチレンスリーブと管の隙間をできるだけなくす。 <u>(3)</u> 管にスリーブを固定する場合、図1－3－3のように、スリーブの重ね折り部（三重部）及び表示が管頂部にくるようにして、埋め戻し時の土砂の衝撃による損傷を避ける。 図1－3－3 管頂部の折り曲げ状況	1－3－16 ポリエチレンスリーブ被覆 ポリエチレンスリーブ被覆については、日本ダクトイル鋳鉄管協会発行の「ダクトイル鋳鉄用ポリエチレンスリーブ施工要領書」に基づき、特に下記に留意して施工する。 <u>(新規)</u> <u>(1)</u> ポリエチレンスリーブ内に浸入した地下水の移動を抑制する工法を使用する。 ポリエチレンスリーブを管に固定する場合、地下水の移動を抑制するために約1m間隔でゴムバンド、締め具及び粘着テープで全周に1回巻きつけて管と密着させ、ポリエチレンスリーブと管の隙間をできるだけなくす。 <u>(2)</u> 管にスリーブを固定する場合、図1－3－3のように、スリーブの重ね折り部（三重部）及び表示が管頂部にくるようにして、埋め戻し時の土砂の衝撃による損傷を避ける。 図1－3－3 管頂部の折り曲げ状況
		

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
項番の修正	<u>(4)</u> 接合部は、図1-3-4及び図1-3-5のとおり、スリーブの重ね代を500 mmずつ（呼び径500 mm以上は750 mmずつ）用意しておき、管軸方向にたるみを持たせて取り付け。押輪やボルト・ナットによりスリーブを破ることがないように十分なたるみを持たせ、埋め戻した状態で継手の形状になじむようにする。	<u>(3)</u> 接合部は、図1-3-4及び図1-3-5のとおり、スリーブの重ね代を500 mmずつ（呼び径500 mm以上は750 mmずつ）用意しておき、管軸方向にたるみを持たせて取り付け。押輪やボルト・ナットによりスリーブを破ることがないように十分なたるみを持たせ、埋め戻した状態で継手の形状になじむようにする。
P123	図1-3-4 ポリエチレンスリーブの施工方法  図1-3-5 接合部のポリスリーブ状況  <u>(5)</u> 誤ってスリーブが損傷した場合は、損傷部よりも大きいスリーブを当て、四方を粘着テープで固定する。 <u>(6)</u> 地下水位が高い場合、または雨天時の場合、接合部のスリーブの端面から水が侵入しないように施工する。また、粘着テープの粘着力が低下するので、スリーブの汚れと水分はウエス等で十分ふきとる。 <u>(7)</u> その他、T字管部などの被覆方法については「付編 参考資料」を参照すること。	図1-3-4 ポリエチレンスリーブの施工方法  図1-3-5 接合部のポリスリーブ状況  <u>(4)</u> 誤ってスリーブが損傷した場合は、損傷部よりも大きいスリーブを当て、四方を粘着テープで固定する。 <u>(5)</u> 地下水位が高い場合、または雨天時の場合、接合部のスリーブの端面から水が侵入しないように施工する。また、粘着テープの粘着力が低下するので、スリーブの汚れと水分はウエス等で十分ふきとる。 <u>(6)</u> その他、T字管部などの被覆方法については「付編 参考資料」を参照すること。 ～ 略 ～

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
GX 形の切管挿し口の取扱い変更及び「配水工事設計基準」の公表に伴う修正 P127	第4節 ダクタイル鋳鉄管接合 1－4－1 一般事項 ダクタイル鋳鉄管接合にあたっては、次により実施しなければならない。 (1) 接合に先立ち、接合の方法や順序、継手の付属部品及び必要な器具、工具等を点検確認する。 (2) 挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除く。 (3) ダクタイル鋳鉄管の接合にあたり滑剤を使用する場合は「ダクタイル管継手用滑剤」を使用する。なお、ゴム輪に悪影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むグリース等の油類や中性洗剤、プラスチック管用滑剤は絶対に使用してはならない。 (4) ボルト・ナットの締付においては、仮締め、追締めを順序良く行い、全箇所トルクレンチにて締付けトルクを確認する。 (5) 接合完了後、埋戻し前に継手の状態及びボルトの締付け具合を再度確認する。 (6) 全ての継手接合箇所においてチェックシート等を使用し、接合状態を管理する。 チェックシートは日報とともに提出する。また、検査書類として提出する。（チェックシートは参考資料参照） (7) 接合に不具合が認められるときは、継手を解体しゴム輪を交換して接合をやり直す。 (8) GX形、NS形、K形の切管最小寸法は表1－4－1のとおり、継輪胴付間隔は表1－4－2のとおり、それぞれを参考とする。 (9) GX形の切管と直管受け口及び異形管受け口との接合方法は、設計図書及び「配水工事設計基準」に基づき施工すること。 (10) 本仕様書に記載がないものについては、日本ダクタイル鋳鉄管協会が発行している「接合要領書」を確認し施工すること。 ～ 略 ～	第4節 ダクタイル鋳鉄管接合 1－4－1 一般事項 ダクタイル鋳鉄管接合にあたっては、次により実施しなければならない。 (1) 接合に先立ち、接合の方法や順序、継手の付属部品及び必要な器具、工具等を点検確認する。 (2) 挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除く。 (3) ダクタイル鋳鉄管の接合にあたり滑剤を使用する場合は「ダクタイル管継手用滑剤」を使用する。なお、ゴム輪に悪影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むグリース等の油類や中性洗剤、プラスチック管用滑剤は絶対に使用してはならない。 (4) ボルト・ナットの締付においては、仮締め、追締めを順序良く行い、全箇所トルクレンチにて締付けトルクを確認する。 (5) 接合完了後、埋戻し前に継手の状態及びボルトの締付け具合を再度確認する。 (6) 全ての継手接合箇所においてチェックシート等を使用し、接合状態を管理する。 チェックシートは日報とともに提出する。また、検査書類として提出する。（チェックシートは参考資料参照） (7) 接合に不具合が認められるときは、継手を解体しゴム輪を交換して接合をやり直す。 (8) GX形、NS形、K形の切管最小寸法は表1－4－1のとおり、継輪胴付間隔は表1－4－2のとおり、それぞれを参考とする。 (9) <u>GX形の切管については、溝切・挿し口加工を施したものを使用する。</u> (10) 本仕様書に記載がないものについては、日本ダクタイル鋳鉄管協会が発行している「接合要領書」を確認し施工すること。 ～ 略 ～

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																		
記載内容の修正及び特記仕様書からの移行に伴う追加	(4) 締付け後、フランジ面間の間隔を円周4ヵ所測定する。メタルタッチの場合は、この時 1.0mm 厚のすき間ゲージが入ってはならない。また全てのボルトが 60N・m (600kgf・cm) 以上のトルクがあることを確認する。 (5) メタルタッチでない場合は、フランジ面間の間隔が表1－4－16の標準間隔内にあることを確認するとともに、全てのボルトがゆるまないことを確認する。	(4) 締付け後、フランジ面間の間隔を円周4ヵ所測定する。メタルタッチの場合は、この時 1.0mm 厚のすき間ゲージが入ってはならない。また全てのボルトが 60N・m (600kgf・cm) 以上のトルクがあることを確認する。 (5) メタルタッチでない場合は、フランジ面間の間隔が表1－4－40の標準間隔内にあることを確認するとともに、全てのボルトがゆるまないことを確認する。																																		
P144	表1－4－16 メタルタッチでない溝形フランジの標準間隔 単位mm <table><tr><th rowspan="2">呼び径</th><th colspan="2">標準間隔</th></tr><tr><th>下限</th><th>上限</th></tr><tr><td>75～900</td><td>3.5</td><td>4.5</td></tr><tr><td>1000～1500</td><td>4.5</td><td>6.0</td></tr><tr><td>1600～2400</td><td>6.0</td><td>8.0</td></tr><tr><td>2600</td><td>7.5</td><td>9.5</td></tr></table> (6) メタルタッチの場合の接合で、ガスケットがフランジ面間にかみ込んでいる場合は、継手を解体し、ガスケットが損傷していないことを確認した上で接合をやり直す。 4 フランジ接合部におけるボルトナットについて <u>(1)使用するボルトナットの材質はSUS304とし、ナットについては緩み防止機能を有するものとする。</u> <u>(2)締付けの際には焼き付きに注意する。</u> <u>(3)締付けトルクについては、使用する製品ごとに推奨されるトルク値で管理する。ただし、本仕様書「1－4－7 フランジ継手の接合」で規定しているトルク値以下となる場合は、本仕様書のトルク値で管理する。</u> <u>(4)緩み防止ナットのトルク管理値については、施工計画書に記載する。</u> <u>(5)ダブルナット構造のものを使用する場合は、フランジ継手チェックシートのトルク欄を2段書きにして管理する。</u> 5 フランジ接合部の補強について <u>(1)フランジ部の補強は 3DkN の引張力を有するフランジ固定金具等を使用し、使用材料や設置箇所は設計図書および「配水工事設計基準」に基づき施工する。</u> <u>(2)設置するフランジ外面を清掃し、土や泥などの付着物を除去してからフランジ固定金具等を設置する。</u> <u>(3)設置するフランジ継手部の接合に使用するボルトナットは「4 フランジ接合部におけるボルトナットについて」に記載された仕様のものとする。</u> <u>(4)使用する製品ごとの施工要領書及び取扱説明書に基づき施工する。</u> <u>(5)フランジ固定金具等の設置にあたっては、使用する製品と設置箇所との適合性について事前に確認を行うこと。</u> 第5節 鋼管工事 1－5－1 一般事項 鋼管工事については日本水道鋼管協会が発行している「水道用塗覆装鋼管現場施工基準」をもとに、施工することとする。 1－5－2 管の取扱い 管の取扱いについては、「1－3－2 管弁栓類の取扱い」によるものとする。 1－5－3 管の据付 管の据付については、「1－3－4 管の据付け」によるものとする。なお、板巻管の据付は、90° または 180° の交互配列とし、チェンブロック等を用いて据え付ける。 1－5－4 管の切断 管の切断については、「1－3－6 管の切断」によるものとする。	呼び径	標準間隔		下限	上限	75～900	3.5	4.5	1000～1500	4.5	6.0	1600～2400	6.0	8.0	2600	7.5	9.5	表1－4－16 メタルタッチでない溝形フランジの標準間隔 単位mm <table><tr><th rowspan="2">呼び径</th><th colspan="2">標準間隔</th></tr><tr><th>下限</th><th>上限</th></tr><tr><td>75～900</td><td>3.5</td><td>4.5</td></tr><tr><td>1000～1500</td><td>4.5</td><td>6.0</td></tr><tr><td>1600～2400</td><td>6.0</td><td>8.0</td></tr><tr><td>2600</td><td>7.5</td><td>9.5</td></tr></table> (6) メタルタッチの場合の接合で、ガスケットがフランジ面間にかみ込んでいる場合は、継手を解体し、ガスケットが損傷していないことを確認した上で接合をやり直す。 (新規) 第5節 鋼管工事 1－5－1 一般事項 鋼管工事については日本水道鋼管協会が発行している「水道用塗覆装鋼管現場施工基準」をもとに、施工することとする。 1－5－2 管の取扱い 管の取扱いについては、「1－3－2 管弁栓類の取扱い」によるものとする。 1－5－3 管の据付 管の据付については、「1－3－4 管の据付け」によるものとする。なお、板巻管の据付は、90° または 180° の交互配列とし、チェンブロック等を用いて据え付ける。 1－5－4 管の切断 管の切断については、「1－3－5 管の切断」によるものとする。 ～ 略 ～	呼び径	標準間隔		下限	上限	75～900	3.5	4.5	1000～1500	4.5	6.0	1600～2400	6.0	8.0	2600	7.5	9.5
呼び径	標準間隔																																			
	下限	上限																																		
75～900	3.5	4.5																																		
1000～1500	4.5	6.0																																		
1600～2400	6.0	8.0																																		
2600	7.5	9.5																																		
呼び径	標準間隔																																			
	下限	上限																																		
75～900	3.5	4.5																																		
1000～1500	4.5	6.0																																		
1600～2400	6.0	8.0																																		
2600	7.5	9.5																																		

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容の修正	～ 略 ～	
P148	1－5－11 溶接部検査 ～ 略 ～ 1－5－12 塗装部検査 ～ 略 ～ 第6節 ステンレス鋼管工事 1－6－1 一般事項 ステンレス鋼管工事については日本水道鋼管協会が発行している「水道用ステンレス鋼管設計・施工指針」をもとに、施工することとする。 1－6－2 管の取扱い 管の取扱いについては、「1－3－2 管弁栓類の取扱い」によるものとする。 1－6－3 管の据付 管の据付については、「1－3－4 管の据付け」によるものとする。 1－6－4 管の切断 管の切断については、「1－3－6 管の切断」に準じる。なお、原則として開先切断機で行う。 1－6－5 溶接作業者の資格 (1) 溶接作業者は、JIS Z 3821(ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準)と同等以上の有資格者であること。 (2) 被覆アーク溶接と TIG 溶接を併用する場合の溶接作業者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)と同等以上の有資格者であること。	1－5－11 溶接部検査 ～ 略 ～ 1－5－12 塗装部検査 ～ 略 ～ 第6節 ステンレス鋼管工事 1－6－1 一般事項 ステンレス鋼管工事については日本水道鋼管協会が発行している「水道用ステンレス鋼管設計・施工指針」をもとに、施工することとする。 1－6－2 管の取扱い 管の取扱いについては、「1－3－2 管弁栓類の取扱い」によるものとする。 1－6－3 管の据付 管の据付については、「1－3－4 管の据付け」によるものとする。 1－6－4 管の切断 管の切断については、「1－3－5 管の切断」に準じる。なお、原則として開先切断機で行う。 1－6－5 溶接作業者の資格 (1) 溶接作業者は、JIS Z 3821(ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準)と同等以上の有資格者であること。 (2) 被覆アーク溶接と TIG 溶接を併用する場合の溶接作業者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)と同等以上の有資格者であること。 ～ 略 ～

水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
内面エポキシ樹脂粉体塗装管の採用に伴う修正及び追加		
項番の修正		
P151	～ 略 ～ 1－9－2 給水管の分岐 (1) 配水管の分岐器具の取付け位置は、設計図書のとおりとし、他の給水装置の取付け口から 30 cm以上離す。 (2) 異形管及び継手類からの給水管の分岐は行わない。 (3) 分岐にあたっては、取付ける配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓の給水器具の取付は、ボルトが片締めにならないよう平均に締めつける。 (4) サドル付分水栓の取付後、穿孔前に必ず水压試験を行う。試験水压は1.75MPaを1分間以上行い、漏水のないことを確認する。 (5) サドル付分水栓の穿孔は、取付管に充水し水压が確保されていることを確認してから行う。また、これによらない場合は、監督員と協議してから行う。 (6) 穿孔機は確実に取付け、取付管内面塗装及びライニングに応じた穿孔刃を使用し、管内面の品質に悪影響を与えないように穿孔を行った後、密着スリーブコアを挿入する。 <u>(7) コアの挿入機及びコアは、製造業者及び機種等により取扱いが異なるので、必ず取扱説明書をよく読んで器具を使用する。</u> (8) 分岐終了後、サドル付分水栓を全て覆うように防食フィルムまたはポリエチレンスリーブを取付ける。 (9) 既設サドル付分水栓を閉塞する場合は、サドル付分水栓を全て覆うように防食フィルムを取付ける。 (10) 既設給水管との接続までの給水管布設については、分岐器具から最短距離とし、道路に対して斜め横断はしない。また、設計図書の施工条件どおり施工する。 (11) 配管完了後、既設管との連絡箇所から新設管に(4)と同様に水压試験を行い、漏水がないことを確認する。既設管との連絡は「付偏 参考資料」の付替標準図の材料で施工する。 (12) 給水管には腐食を防止するために、土壌と給水管が接触しないようポリエチレンスリーブで被覆する。被覆方法は「1－3－15 ポリエチレンスリーブ被覆」に準拠する。 (13) 道路内の給水管布設個所には、明示シートを敷設する。敷設方法は「1－3－18 明示シート敷設」に準拠する。 (14) 現場の施工条件が設計図書と相違する場合は、その都度、設計図書に関して監督員と協議する。 (15) 不断水式割T字管の取出については「1－3－11 不断水工事」に準拠する。 1－9－3 量水器点検清掃工 ～ 略 ～ 1－9－4 給水台帳の訂正 ～ 略 ～	1－9－2 給水管の分岐 (1) 配水管の分岐器具の取付け位置は、設計図書のとおりとし、他の給水装置の取付け口から 30 cm以上離す。 (2) 異形管及び継手類からの給水管の分岐は行わない。 (3) 分岐にあたっては、取付ける配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓の給水器具の取付は、ボルトが片締めにならないよう平均に締めつける。 (4) サドル付分水栓の取付後、穿孔前に必ず水压試験を行う。試験水压は1.75MPaを1分間以上行い、漏水のないことを確認する。 (5) サドル付分水栓の穿孔は、取付管に充水し水压が確保されていることを確認してから行う。また、これによらない場合は、監督員と協議してから行う。 (6) 穿孔機は確実に取付け、その使用に応じたドリルを使用し、取付管内面ライニング材に悪影響を与えないように行った後、スリーブコアを挿入する。 <u>(新規)</u> (7) 分岐終了後、サドル付分水栓を全て覆うように防食フィルムまたはポリエチレンスリーブを取付ける。 (8) 既設サドル付分水栓を閉塞する場合は、サドル付分水栓を全て覆うように防食フィルムを取付ける。 (9) 既設給水管との接続までの給水管布設については、分岐器具から最短距離とし、道路に対して斜め横断はしない。また、設計図書の施工条件どおり施工する。 (10) 配管完了後、既設管との連絡箇所から新設管に(4)と同様に水压試験を行い、漏水がないことを確認する。既設管との連絡は「付偏 参考資料」の付替標準図の材料で施工する。 (11) 給水管には腐食を防止するために、土壌と給水管が接触しないようポリエチレンスリーブで被覆する。被覆方法は「1－3－15 ポリエチレンスリーブ被覆」に準拠する。 (12) 道路内の給水管布設個所には、明示シートを敷設する。敷設方法は「1－3－18 明示シート敷設」に準拠する。 (13) 現場の施工条件が設計図書と相違する場合は、その都度、設計図書に関して監督員と協議する。 (14) 不断水式割T字管の取出については「1－3－11 不断水工事」に準拠する。 1－9－3 量水器点検清掃工 ～ 略 ～ 1－9－4 給水台帳の訂正 ～ 略 ～

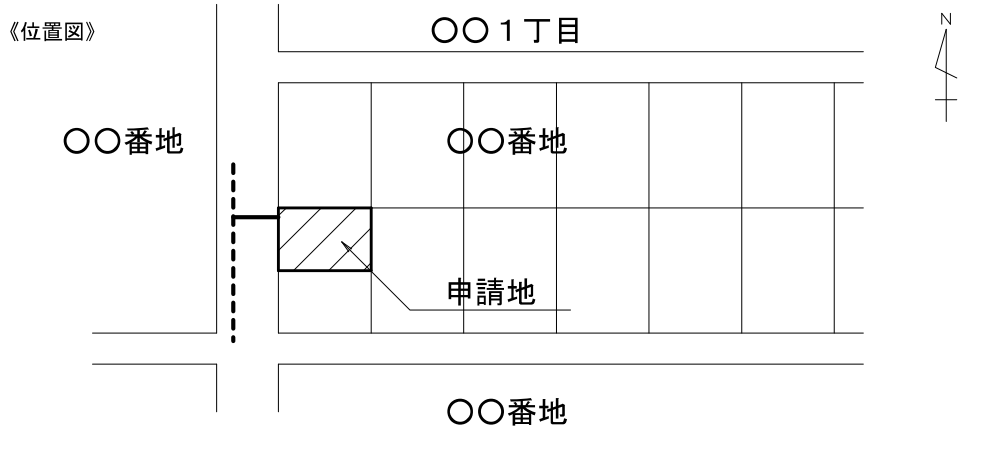
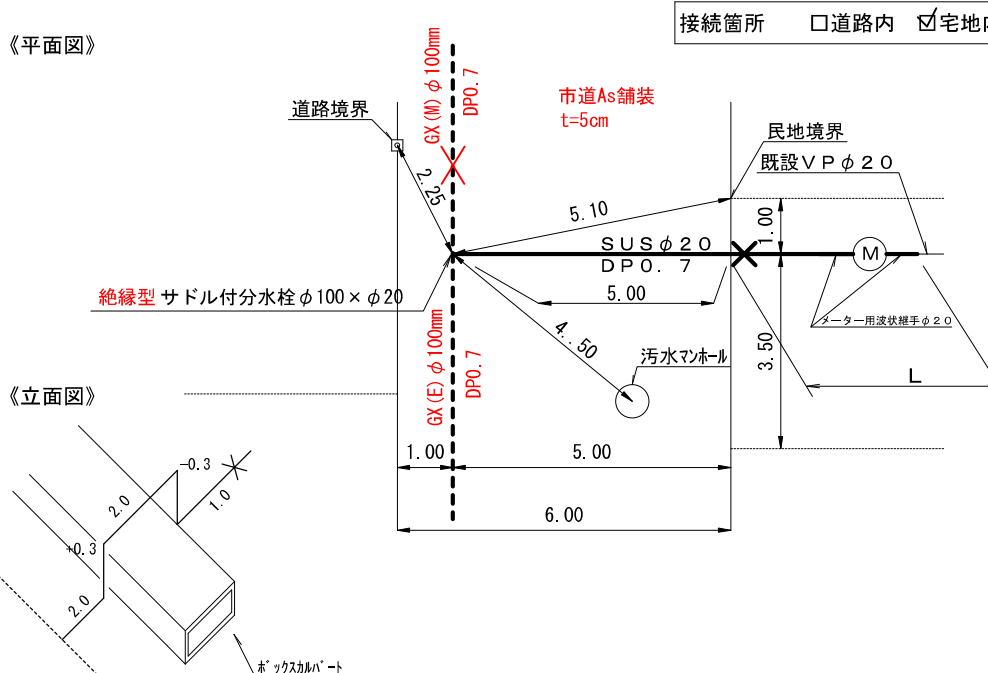
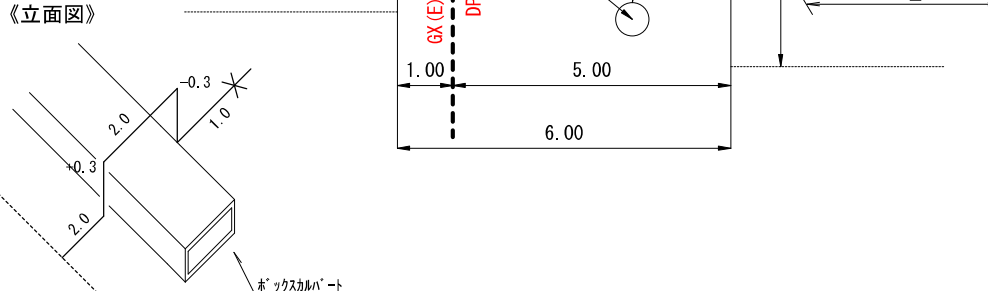
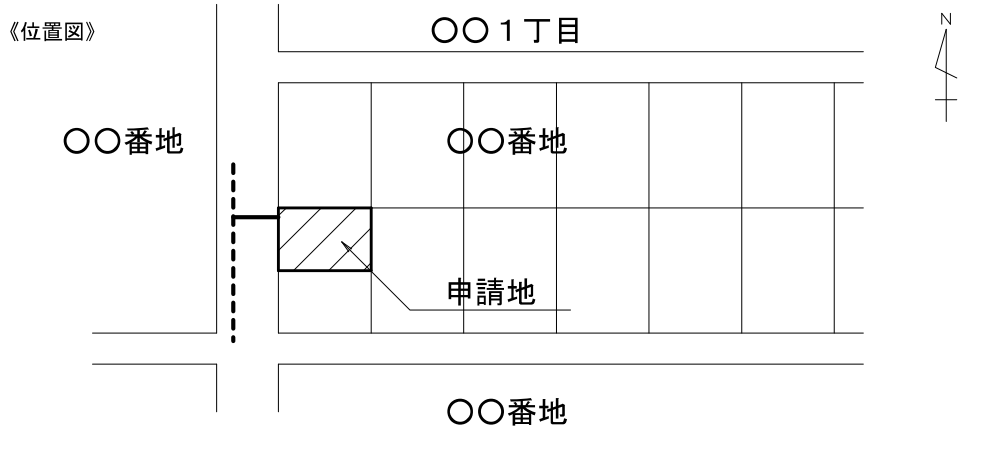
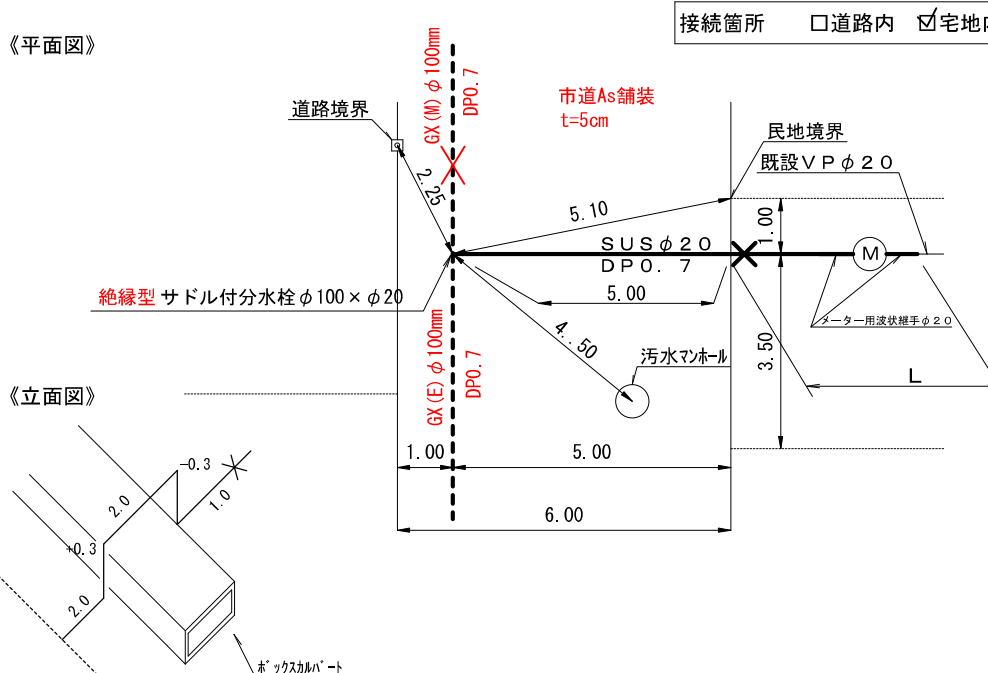
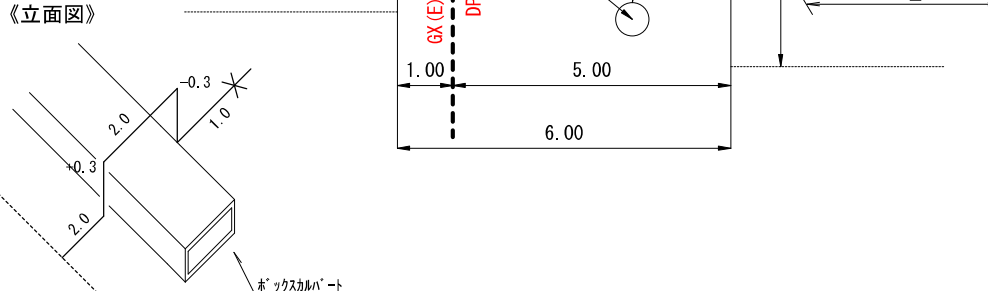
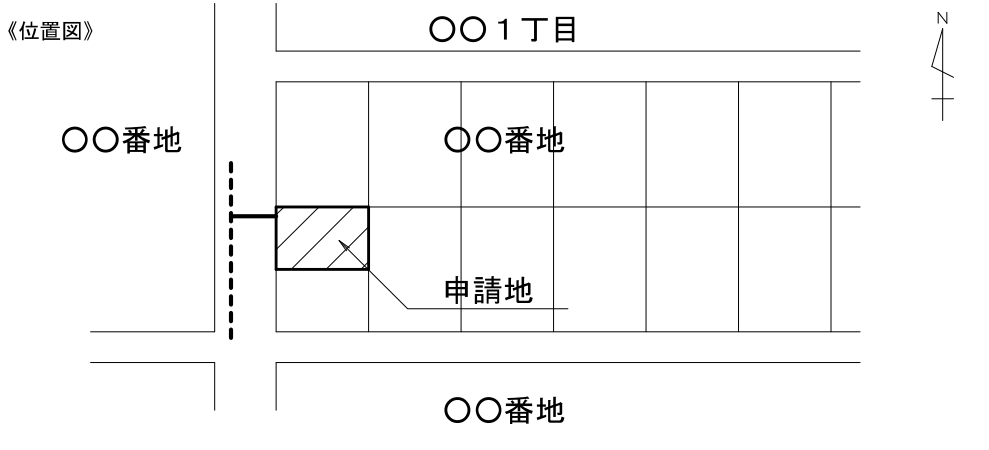
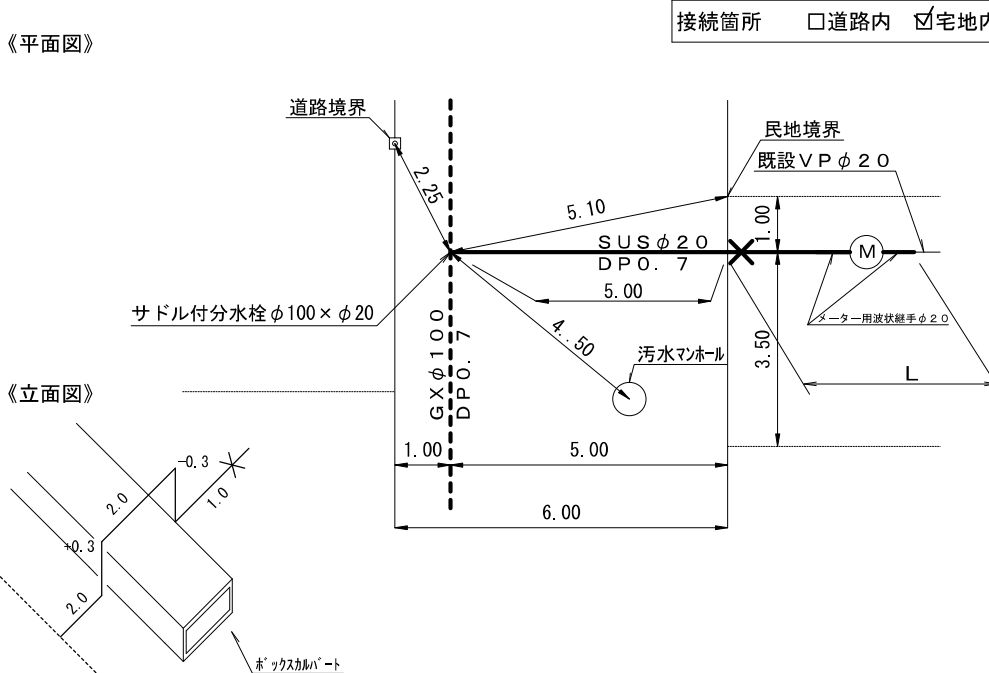
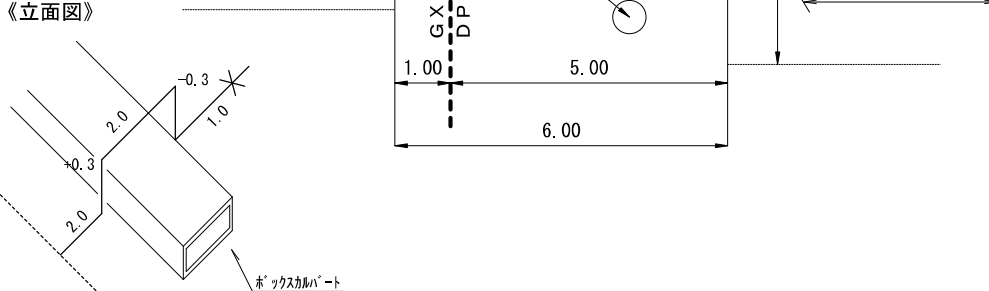
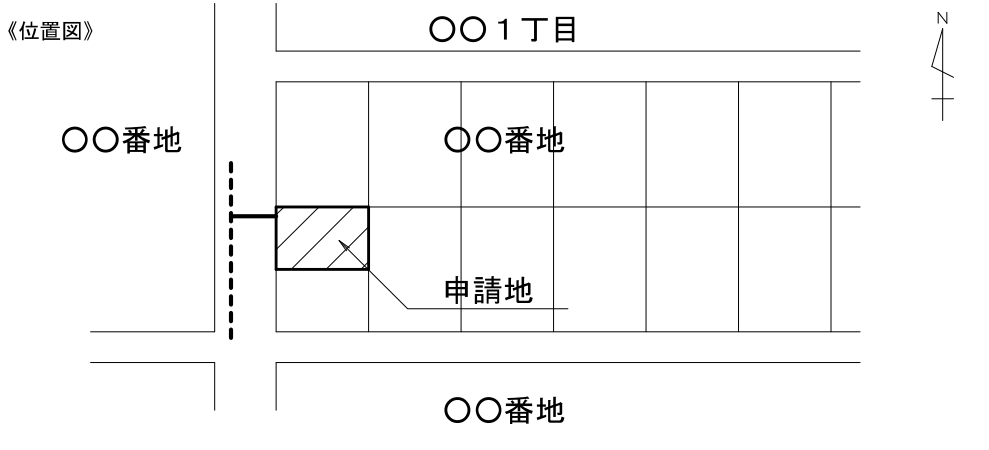
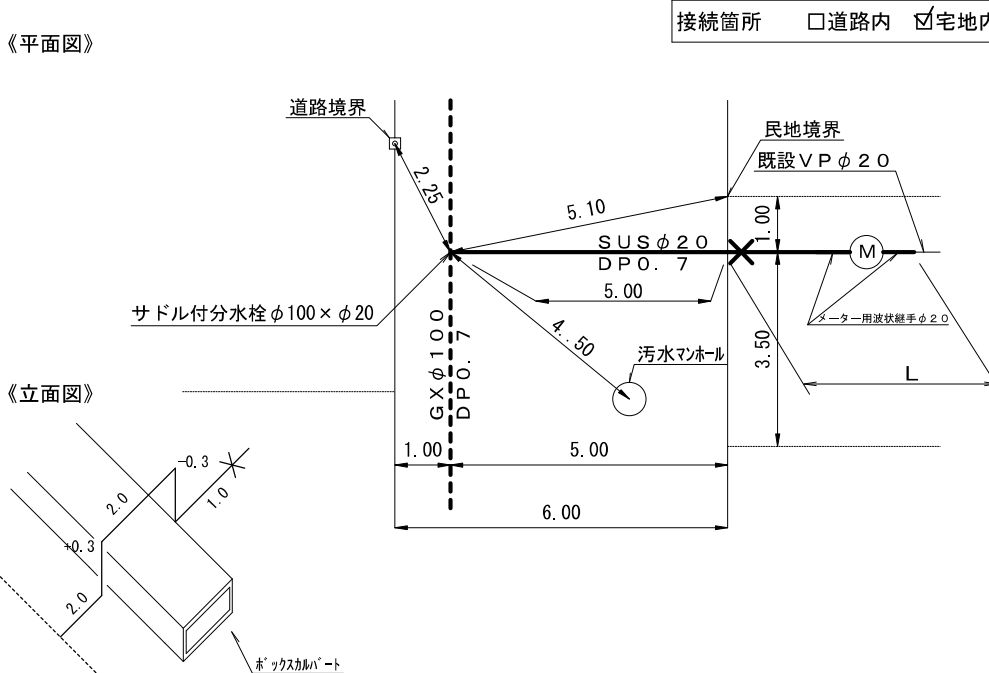
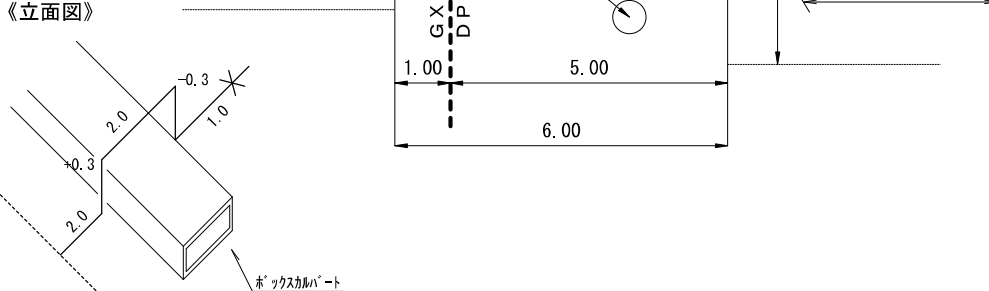
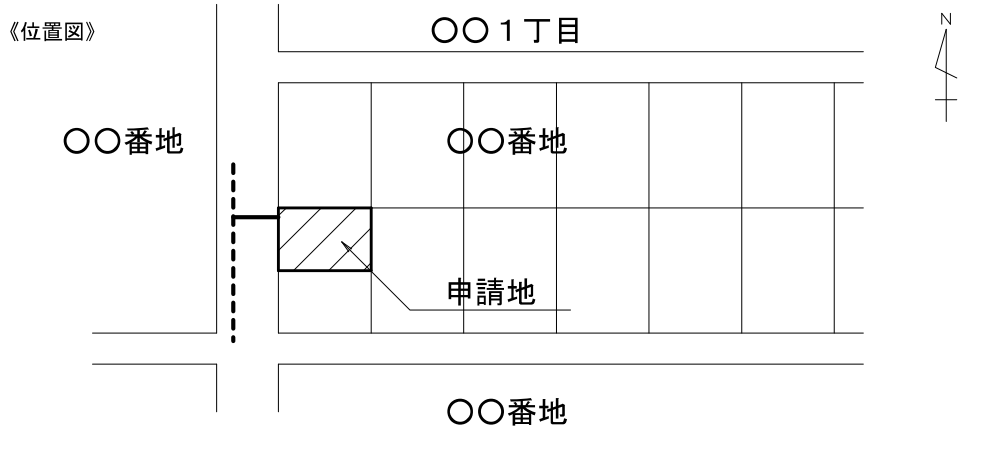
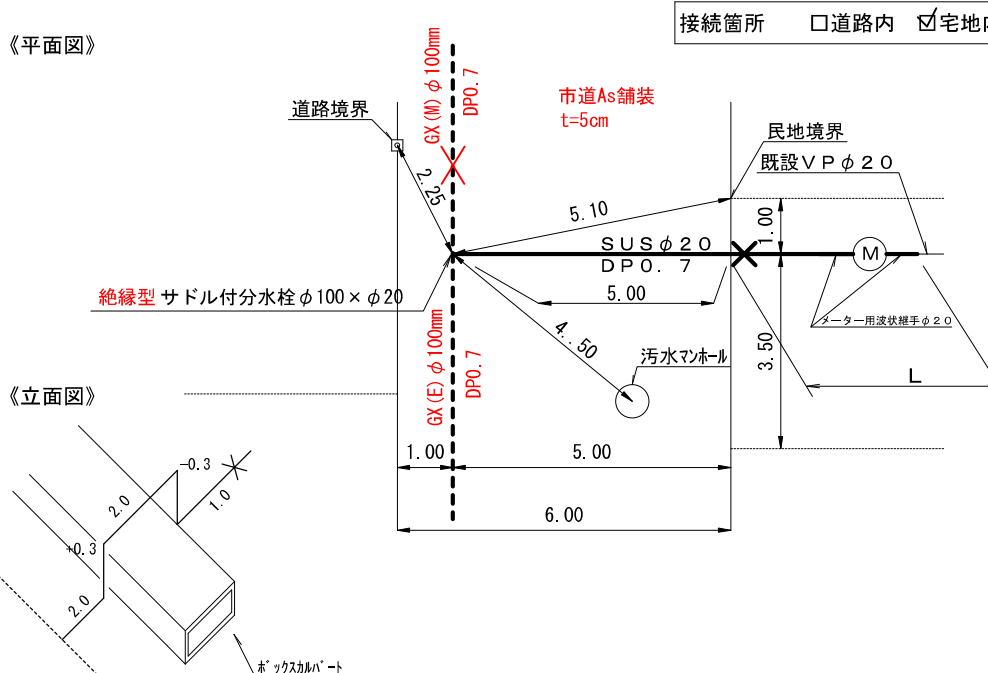
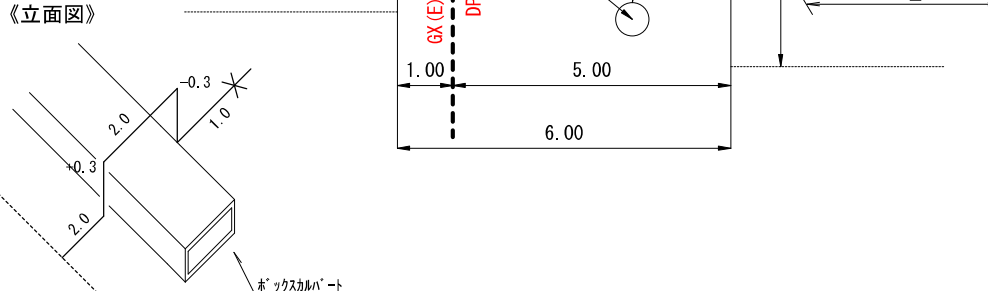
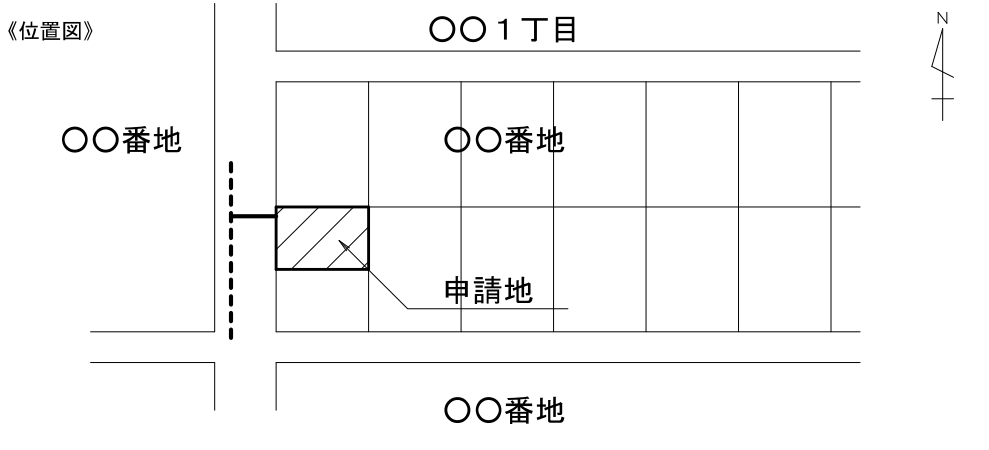
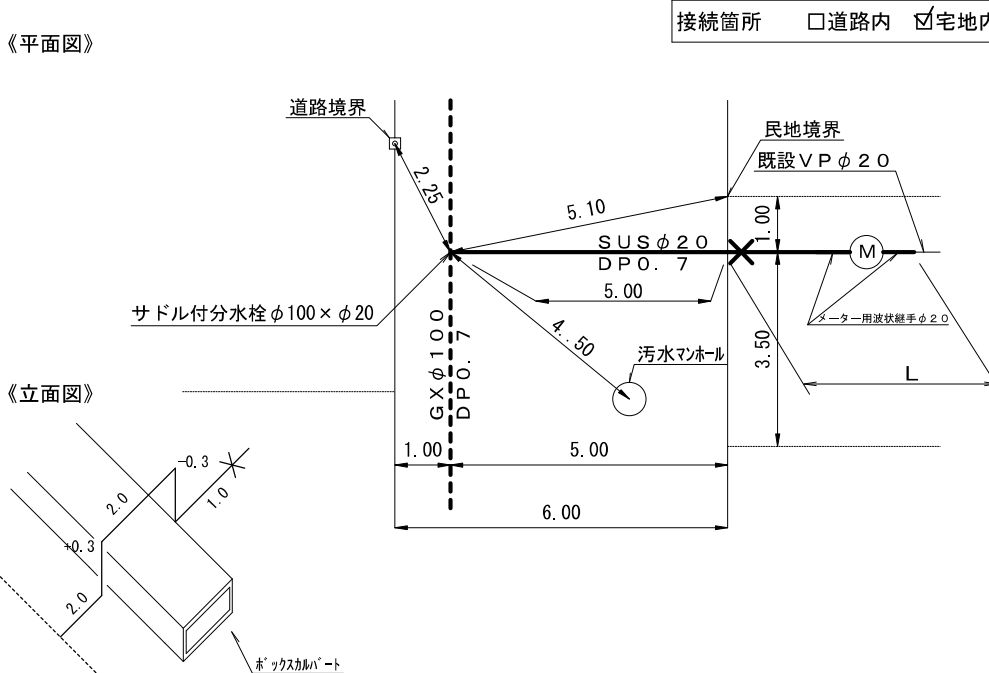
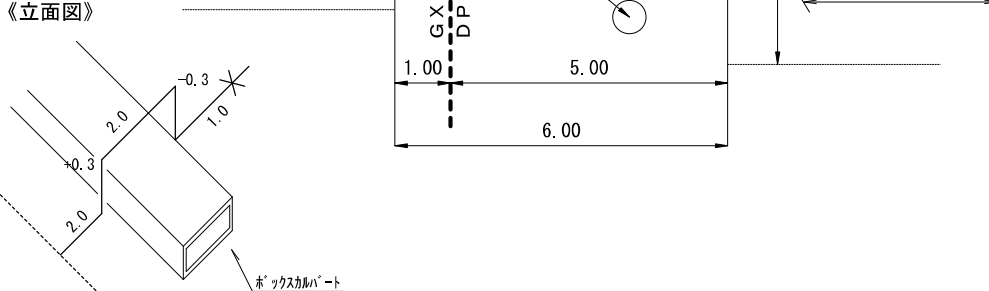
水道工事標準仕様書新旧対照表

	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
記載内容 の修正	～ 略 ～	～ 略 ～
P165	(8) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。 (9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(10)号による。 (10) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 (11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書について監督員と協議しなければならない。 (12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は設計図書によるものとする。 (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物をよごさないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 (14) 受注者は、プライムコートを施工後、交通を解放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 (15) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 (16) 混合物の敷均しは、本条4項(11)～(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、1層の仕上がり厚は7cm 以下とするものとする。 (17) 混合物の締固めは、本条4項(14)～(16)号によるものとする。 (18) 継目の施工は、本条4項(17)、<u>(18)</u>号によるものとする。 (19) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。	(8) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。 (9) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(10)号による。 (10) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 (11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書について監督員と協議しなければならない。 (12) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は設計図書によるものとする。 (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物をよごさないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 (14) 受注者は、プライムコートを施工後、交通を解放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 (15) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 (16) 混合物の敷均しは、本条4項(11)～(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、1層の仕上がり厚は7cm 以下とするものとする。 (17) 混合物の締固めは、本条4項(14)～(16)号によるものとする。 (18) 継目の施工は、本条4項(17)、<u>～(20)</u>号によるものとする。 (19) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。
	～ 略 ～	～ 略 ～

水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）
様式廃止に伴う項目削除および頁の修正 P. 目次	付編 参考資料 ・提出書類一覧表----- P. 1 ・工事打合せ簿----- P. 3 ・工事日報(書式、作成例)----- P. 4 ・施工体系図----- P. 11 ・施工体制台帳----- P. 12 ・再下請負通知書----- P. 13 ・作業員名簿----- P. 14 ・工事担当技術者名札----- P. 15 ・工事写真帳作成例----- P. 16 ・地山掘削・土留支保工始業前点検表----- P. 17 ・弁・栓及び筐標準設置図----- P. 18 ・離脱防止金具、離脱防止継手設置箇所----- P. 24 ・一体化長さ早見表----- P. 25 ・曲管の連続使用による折返し寸法表----- P. 37 ・防食ゴム被覆方法----- P. 38 ・ポリエチレンスリーブ被覆方法----- P. 39 ・ダクトイル鋳鉄管継手接合チェックシート----- P. 44 ・給水管付替工標準図----- P. 56 ・給水台帳の修正----- P. 60 ・弁栓類出来形管理表----- P. 61 ・工事完成図作成・検査準備----- P. 64 ・標示記号----- P. 66 ・管種、管径の簡略記号----- P. 68 ・SI単位換算率表----- P. 70 ・道路工事等における表示及び保安施設の設置基準----- P. 71 ・施工計画書作成例----- P. 93 ・施工説明書----- P. 111 ・配水管工事等に係る個人情報の受領書----- P. 11 2 ・段階確認書----- P. 11 3 ・電子納品協議チェックシート(工事用)----- P. 11 4 ・電子媒体納品書----- P. 11 7 ・確認・立会願----- P. 11 8 ・工事用材料検査申請書(神奈川県工事執行規則第5号様式)----- P. 1 19 ・材料検査(確認)願(約款の運用基準第24号様式)----- P. 12 0	付編 参考資料 ・提出書類一覧表----- P. 1 ・工事打合せ簿----- P. 3 ・工事日報(書式、作成例)----- P. 4 ・施工体系図----- P. 11 ・施工体制台帳----- P. 12 ・再下請負通知書----- P. 13 ・作業員名簿----- P. 14 ・工事担当技術者名札----- P. 15 ・工事写真帳作成例----- P. 16 ・地山掘削・土留支保工始業前点検表----- P. 17 ・弁・栓及び筐標準設置図----- P. 18 ・離脱防止金具、離脱防止継手設置箇所----- P. 24 ・一体化長さ早見表----- P. 25 ・曲管の連続使用による折返し寸法表----- P. 37 ・防食ゴム被覆方法----- P. 38 ・ポリエチレンスリーブ被覆方法----- P. 39 ・ダクトイル鋳鉄管継手接合チェックシート----- P. 44 ・給水管付替工標準図----- P. 56 ・給水台帳の修正----- P. 60 ・弁栓類出来形管理表----- P. 61 ・工事完成図作成・検査準備----- P. 64 ・標示記号----- P. 66 ・管種、管径の簡略記号----- P. 68 ・SI単位換算率表----- P. 70 ・道路工事等における表示及び保安施設の設置基準----- P. 71 ・施工計画書作成例----- P. 93 ・施工説明書----- P. 111 ・ディーゼル車の排ガス規制に伴う運行状況確認票----- P. 112 ・配水管工事等に係る個人情報の受領書----- P. 11 3 ・段階確認書----- P. 11 4 ・電子納品協議チェックシート(工事用)----- P. 11 5 ・電子媒体納品書----- P. 11 8 ・確認・立会願----- P. 11 9 ・工事用材料検査申請書(神奈川県工事執行規則第5号様式)----- P. 1 20 ・材料検査(確認)願(約款の運用基準第24号様式)----- P. 12 1

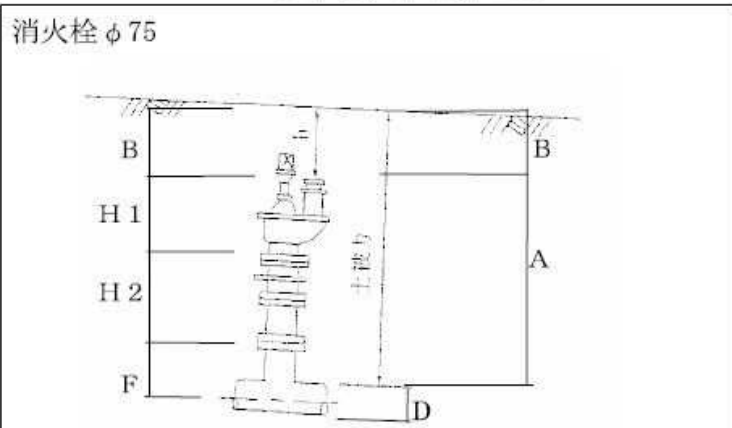
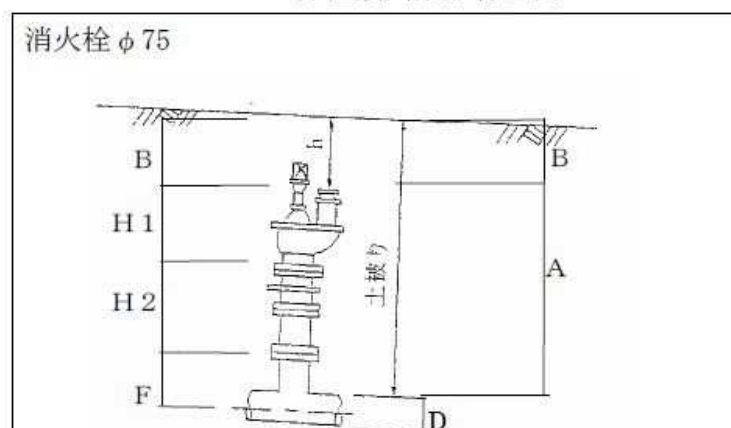
水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																																																																																
記載項目の見直しに伴う修正 P. 60	<table><tr><th colspan="6">給 水 台 帳 修 正</th></tr><tr><td>水栓番号</td><td>123456</td><td>装置場所</td><td colspan="3">〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号</td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="5">〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事</td></tr><tr><td>受注者名</td><td colspan="2">〇×建設（株）</td><td>給水管付替業者名</td><td colspan="2">（有）△×設備</td></tr><tr><td>位置図</td><td>P000-O-O</td><td>メッシュ番号</td><td colspan="3">000000</td></tr><tr><td>本管管種口径</td><td>GX(E)φ100</td><td>給水管管種口径</td><td>SUSφ20</td><td>完成年月</td><td>△△00年00月</td></tr><tr><td colspan="6"> 《位置図》 </td></tr><tr><td colspan="6"> 《平面図》  《立面図》 </td></tr></table>	給 水 台 帳 修 正						水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号			工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事					受注者名	〇×建設（株）		給水管付替業者名	（有）△×設備		位置図	P000-O-O	メッシュ番号	000000			本管管種口径	GX(E)φ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月	《位置図》 						《平面図》  《立面図》 						<table><tr><th colspan="6">給 水 台 帳 修 正</th></tr><tr><td>水栓番号</td><td>123456</td><td>装置場所</td><td colspan="3">〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号</td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="5">〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事</td></tr><tr><td>請負業者名</td><td colspan="2">〇×建設（株）</td><td>給水管付替業者名</td><td colspan="2">（有）△×設備</td></tr><tr><td>現場代理人氏名</td><td>〇〇太郎</td><td>位置図</td><td>P000-O-O</td><td>メッシュ番号</td><td>000000</td></tr><tr><td>本管管種口径</td><td>GXDIPφ100</td><td>給水管管種口径</td><td>SUSφ20</td><td>完成年月</td><td>△△00年00月</td></tr><tr><td colspan="6"> 《位置図》 </td></tr><tr><td colspan="6"> 《平面図》  《立面図》 </td></tr></table>	給 水 台 帳 修 正						水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号			工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事					請負業者名	〇×建設（株）		給水管付替業者名	（有）△×設備		現場代理人氏名	〇〇太郎	位置図	P000-O-O	メッシュ番号	000000	本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月	《位置図》 						《平面図》  《立面図》 					
	給 水 台 帳 修 正																																																																																																	
水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号																																																																																															
工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事																																																																																																	
受注者名	〇×建設（株）		給水管付替業者名	（有）△×設備																																																																																														
位置図	P000-O-O	メッシュ番号	000000																																																																																															
本管管種口径	GX(E)φ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月																																																																																													
《位置図》 																																																																																																		
《平面図》  《立面図》 																																																																																																		
給 水 台 帳 修 正																																																																																																		
水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号																																																																																															
工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事																																																																																																	
請負業者名	〇×建設（株）		給水管付替業者名	（有）△×設備																																																																																														
現場代理人氏名	〇〇太郎	位置図	P000-O-O	メッシュ番号	000000																																																																																													
本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月																																																																																													
《位置図》 																																																																																																		
《平面図》  《立面図》 																																																																																																		

水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																				
文言の修正 P. 61	7 土被り換算表 〔記載例〕 弁栓類出来形管理表 仕切弁 <table><tr><td>設置地点</td><td></td></tr><tr><td>仕切弁口径</td><td></td></tr><tr><td>製造社名</td><td></td></tr><tr><td>H=</td><td>mm</td></tr><tr><td>D=</td><td>mm</td></tr><tr><td>A=</td><td>H-D／2= mm</td></tr><tr><td>B=</td><td>mm（実測値）</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>A+B= mm</td></tr><tr><td>設計土被り=</td><td>mm</td></tr></table> H＝管中心から開閉キャップ頂上までの距離 D＝本管の管径 A＝H－D／2 B＝地表面（道路）面から吐水口までの距離	設置地点		仕切弁口径		製造社名		H=	mm	D=	mm	A=	H-D／2= mm	B=	mm（実測値）	実測土被り=	A+B= mm	設計土被り=	mm	7 土被り換算表 〔記載例〕 弁栓類出来形管理表 仕切弁 <table><tr><td>設置地点</td><td></td></tr><tr><td>仕切弁口径</td><td></td></tr><tr><td>製造社名</td><td></td></tr><tr><td>H=</td><td>mm</td></tr><tr><td>D=</td><td>mm</td></tr><tr><td>A=</td><td>H-D／2= mm</td></tr><tr><td>B=</td><td>mm（実測値）</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>A+B= mm</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>mm</td></tr></table> H＝管中心から開閉キャップ頂上までの距離 D＝本管の管径 A＝H－D／2 B＝地表面（道路）面から吐水口までの距離	設置地点		仕切弁口径		製造社名		H=	mm	D=	mm	A=	H-D／2= mm	B=	mm（実測値）	実測土被り=	A+B= mm	実測土被り=	mm
設置地点																																						
仕切弁口径																																						
製造社名																																						
H=	mm																																					
D=	mm																																					
A=	H-D／2= mm																																					
B=	mm（実測値）																																					
実測土被り=	A+B= mm																																					
設計土被り=	mm																																					
設置地点																																						
仕切弁口径																																						
製造社名																																						
H=	mm																																					
D=	mm																																					
A=	H-D／2= mm																																					
B=	mm（実測値）																																					
実測土被り=	A+B= mm																																					
実測土被り=	mm																																					

水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																								
文言の修正 P. 62	〔記載例〕 弁栓類出来形管理表 消火栓 φ 75  <table><tr><td>設置地点</td><td></td></tr><tr><td>消火栓</td><td>φ 7 5 親管 φ 1 5 0</td></tr><tr><td>製造社名</td><td></td></tr><tr><td>H1=</td><td>mm</td></tr><tr><td>H2=</td><td>mm</td></tr><tr><td>D=</td><td>mm</td></tr><tr><td>A=</td><td>H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm</td></tr><tr><td>B=</td><td>mm（実測値）</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>A + B = mm</td></tr><tr><td>設計土被り=</td><td>mm</td></tr></table> H 1 =消火栓底部から吐水口までの距離 H 2 =フランジ短管及び補修弁の長さ F =フランジ付T字管のフランジ部の長さ D =本管の管径 A =H 1 +H 2 +F -D / 2 B =地表面（道路）面から吐水口までの距離	設置地点		消火栓	φ 7 5 親管 φ 1 5 0	製造社名		H1=	mm	H2=	mm	D=	mm	A=	H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm	B=	mm（実測値）	実測土被り=	A + B = mm	設計土被り=	mm	〔記載例〕 弁栓類出来形管理表 消火栓 φ 75  <table><tr><td>設置地点</td><td></td></tr><tr><td>消火栓</td><td>φ 7 5 親管 φ 1 5 0</td></tr><tr><td>製造社名</td><td></td></tr><tr><td>H1=</td><td>mm</td></tr><tr><td>H2=</td><td>mm</td></tr><tr><td>D=</td><td>mm</td></tr><tr><td>A=</td><td>H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm</td></tr><tr><td>B=</td><td>mm（実測値）</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>A + B = mm</td></tr><tr><td>実測土被り=</td><td>mm</td></tr></table> H 1 =消火栓底部から吐水口までの距離 H 2 =フランジ短管及び補修弁の長さ F =フランジ付T字管のフランジ部の長さ D =本管の管径 A =H 1 +H 2 +F -D / 2 B =地表面（道路）面から吐水口までの距離	設置地点		消火栓	φ 7 5 親管 φ 1 5 0	製造社名		H1=	mm	H2=	mm	D=	mm	A=	H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm	B=	mm（実測値）	実測土被り=	A + B = mm	実測土被り=	mm
設置地点																																										
消火栓	φ 7 5 親管 φ 1 5 0																																									
製造社名																																										
H1=	mm																																									
H2=	mm																																									
D=	mm																																									
A=	H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm																																									
B=	mm（実測値）																																									
実測土被り=	A + B = mm																																									
設計土被り=	mm																																									
設置地点																																										
消火栓	φ 7 5 親管 φ 1 5 0																																									
製造社名																																										
H1=	mm																																									
H2=	mm																																									
D=	mm																																									
A=	H 1 +H 2 +F -D / 2 = mm																																									
B=	mm（実測値）																																									
実測土被り=	A + B = mm																																									
実測土被り=	mm																																									

水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正（令和6年4月）	現行（令和5年4月）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
様式の廃止 P.112	(削除)	ディーゼル車の排ガス規制に伴う運行状況確認票 <table><tr><th rowspan="2">番 号</th><th colspan="4">自動車登録番号</th><th rowspan="2">初度登録</th><th rowspan="2">型式</th><th rowspan="2">対応状況 (※1)</th><th rowspan="2">対応年月日 (※2)</th><th colspan="4">使 用 者（事業所名）</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>地域</th><th>種別</th><th>記号</th><th>番号</th><th>名 称(社名)</th><th>郵便番号</th><th>住 所</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>記載例</td><td>横浜</td><td>11</td><td>さ</td><td>1111</td><td>H08/04</td><td>KC</td><td>装置装着済</td><td>H15/09/01</td><td>㈱〇〇商事</td><td>231-8588</td><td>〇〇市△△区××町1-1</td><td>045-210-1111</td><td></td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (※1)「対応状況」欄記載例 適合型式、装置装着済、猶予期間 (※2)「対応年月日」欄記載例 粒子状物質減少装置を装着した日等を記載	番 号	自動車登録番号				初度登録	型式	対応状況 (※1)	対応年月日 (※2)	使 用 者（事業所名）				備考	地域	種別	記号	番号	名 称(社名)	郵便番号	住 所	電話番号	記載例	横浜	11	さ	1111	H08/04	KC	装置装着済	H15/09/01	㈱〇〇商事	231-8588	〇〇市△△区××町1-1	045-210-1111		1														2														3														4														5														6														7														8														9														10														11														12														13														14														15														16														17														18														19														20													
番 号	自動車登録番号				初度登録	型式	対応状況 (※1)					対応年月日 (※2)	使 用 者（事業所名）				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	地域	種別	記号	番号				名 称(社名)	郵便番号	住 所	電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
記載例	横浜	11	さ	1111	H08/04	KC	装置装着済	H15/09/01	㈱〇〇商事	231-8588	〇〇市△△区××町1-1	045-210-1111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														